

独立行政法人農畜産業振興機構の
中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

農林水産省独立行政法人評価委員会

業務実績の総合評価

評価：A

1. 評価に至った理由

(1) 評価の手法

農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の評価基準等に基づくとともに、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会における「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成22年5月31日）を活用して、機構から提出された自己評価シート及び補足資料を基に業務実績を聴取すること等により、中期計画の中項目の3段階評価結果を踏まえつつ、業務実績のうち特に優れた実績をあげた内容や今後の業務運営に考慮すべき点の留意事項等も総合的に勘案して評価を行った。

(2) 評価実施の過程

評価の実施に当たっては、各事業年度における小項目の評価結果を集計し、評価基準に基づき中項目の評価を行った。その結果、中項目では24項目中19項目がA評価、中期計画において予定されていないこと又は業務の実施に至らなかったこと等により評価対象外となった項目は5項目であった。また、当該評価を行うに至った経緯、業務実績のうち特に優れた実績をあげた内容等について留意事項として整理した。

大項目の評価は、(1)の手法により、中項目の評価結果の積み上げ結果（3段階評価）を踏まえつつ、留意事項を勘案して行った結果、8項目中6項目が達成されている（A）。また、中期計画において予定されていないこと又は業務の実施に至らなかったことにより評価対象外となった項目は2項目であった。

(3) 総合評価結果

(1)の手法により、中期計画の中項目の積み上げ結果（3段階評価）を踏まえつつ、留意事項を勘案して評価を行った。この結果、中期計画が達成されている（A）。

2. 留意事項等

[1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置]について

① 「事業費の削減・効率化」については、平成19年度に比べ平成24年度実績で45%と、中期目標に照らし、十分に削減されている。

なお、削減の結果は、経済情勢、農畜産業をめぐる情勢等を踏まえた政策的要請に対応した事業を除いたものである。

② 「業務運営の効率化による経費の削減」については、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、事務室の賃貸借契約等真にやむを得ないものを除き一般競争入札等へ移行するなど随意契約の積極的な見直しに取り組み、一般管理費（人件費を除く。）を平成19年度に比べ平成24年度実績で38%抑制し、中期目標に照らし、十分に抑制されている。

人件費については、給与水準及び管理職手当の引下げ、ポストオフ、管理職への昇格抑制等の取組みにより、年度計画に設定した目標を上回る削減が行われている。この結果、職員の給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、平成18年度の114.1から12.8ポイント改善され101.3と国家公務員とほぼ同等程度となっている。また、給与水準の公表において、国に比べ給与水準が高くなっている定量的な理由、給与水準の適切性の検証等についての確に説明している。法人は、見直しの基本方針等を踏まえ、国家公務員と同程度となった地域・学歴を勘案した対国家公務員指数の水準を維持するため、必要な範囲内で引き続き、これまでの取組みを継続されたい。

③ 「内部監査体制の充実・強化」については、内部監査規程及び内部監査マニュアルに基づき内部監査を実施している。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進計画を審議・策定し、コンプライアンスの推進へ向けた取り組みを行っている。なお、情報セキュリティについて役職員が基本的な認識を持って職務を遂行するよう研修を実施し、情報セキュリティ対策の推進に努めている。

④ 「機能的で効率的な組織体制の整備」については、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえて、平成22年度において、シドニー、ワシントンDC、ブラッセル、シンガポール、ブエノスアイレスの全ての海外駐在員事務所を廃止。

さらに、中期目標における機構業務が品目別から対策別に変更されたことを踏まえ、平成23年4月に畜産関係部を畜産経営対策部、畜産需給部及び畜産振興部に再編するとともに、調査情報部の組織体制を再編した。

口蹄疫の発生、東日本大震災、緊急経済対策等の緊急の課題に対しては、担当者を現地へ派遣し相談窓口を設置するほか、各部の関係者をメンバーとする特別チームを立ち上げる等、機動的に対策を実施するなど、農畜産業をめぐる情勢の変化に的確に対応している。

⑤ 「補助事業の効率化等」については、平成20年度から畜産産業振興事業に係る事業実施主体の選定について公募方式を導入。また、評価手法が開発されている施設整備事業については、事業実施計画の承認申請があった全ての事業実施主体と事前の協議を行うとともに効果が費用を上回るが見込まれる又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択。設置後3年又は5年を経過した施設について、事後評価を実施することにより効率的かつ効果的な事業の実施が図られてい

る。

さらに、事業概要や採択の内容などについて、ホームページによる公表するとともに、進行管理の徹底等により事務処理を迅速化が図られている。

なお、畜産業振興事業における不用の理由を分析し、「補助事業の第三者委員会」に報告するとともに、補助金経由の在り方及び各法人における基金造成の在り方や基金について見直しを実施しその結果を公表している。

〔2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置〕について

- ① 経営安定対策のうち畜産関係業務については、酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚等のそれぞれの特性に応じ、コストや販売価格の変動等による影響を緩和するための対策を国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、主要な畜産物の流通の合理化のための事業、畜産の経営又は技術指導等の事業に対して計画的・重点的に補助しており、それぞれの事業が目的に即し、効率的かつ確実に実施されるよう、事業の進捗状況を把握しつつ事業実施主体等を指導している。また、加工原料乳生産者補給交付金については、「交付申請受理日から18業務日以内」、肉用子牛生産者補給交付金については、「交付申請受理日から14業務日以内」に事務処理の迅速化等により全て交付。
- ② 野菜関係業務については、事務処理の迅速化等により、指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給金及び特定野菜等供給産地育成価格差助成金については、「交付申請受理日から11業務日以内」、契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金については、「交付申請受理日から22業務日以内」に全て交付するとともに、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、全国規模の生産者と実需者との交流会等を開催。また、見直しの基本方針に基づき、契約取引を行う現場のニーズを踏まえた生産者への支援措置やモデル事業を実施。
- ③ 砂糖の価格調整に係る業務については、事務処理の迅速化等により、生産者への甘味資源作物交付金については、「概算払請求受理日から8業務日以内」、製造事業者への国内産糖交付金については、「交付申請受理日から18業務日以内」に全て交付するとともに、砂糖に係る補助事業は、平成18年度限りで廃止されたが、てん菜の生産構造改革を進めるための事業及びさとうきび増産プロジェクトを踏まえた事業については、既執行分に係る事業実施主体についてフォローアップを実施。また、でん粉の価格調整に係る業務については、事務処理の迅速化等により、生産者へのでん粉原料用いも交付金については、「概算払請求受理日から8業務日以内」、製造事業者への国内産いもでん粉交付金については、「交付申請受理日等から18業務日以内」に全て交付。
- ④ 「指定乳製品等の輸入」については、国が機構に通知した全量（生乳換算137,202トン）について輸入契約の締結を行うとともに、その輸入・売買を適切に実施した他、平成20、23及び24年においては、追加輸入を実施し、需給状況に適切に対応している。
- ⑤ 国等との密接な連携を図るとともに野菜需給協議会等各種会議の場を活用して、野菜の価格低落・高騰時等に需給状況や消費拡大活動等について検討するとともに消費者等への情報発信を実施。また、緊急需給調整を実施し、緊急需給調整費用交付金については「交付申請を受理した日から11業務日以内」に全て交付。
- ⑥ 輸入指定糖・異性化糖等及び輸入指定でん粉等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績について、定められた期間内に、法人のホームページに公表している。
- ⑦ 我が国における高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫、東日本大震災の発生、日本経済再生に向けた緊急経済対策等に際し、国と連携しつつ、生産や流通・消費に関する事業を緊急的に実施するとともに、農畜産物に係る安全性のPRを行ったことは評価できる。
- ⑧ 畜産、野菜、砂糖、でん粉関係業務において、機構からの直接の補助金、交付金、調整金等及びその対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、実施時期等について、事業別、地域別に取りまとめホームページに公表するとともに、資金の流れ等についての情報公開を推進している。
- ⑨ 「情報収集提供業務」については、農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や経営の安定に資する情報等を適時適切に提供すること等を通じて、生産者の経営安定並びに農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するよう、ア 専門家、情報利用者、消費者等からなる「情報検討委員会」の意見を参考にしつつ、畜産、野菜、砂糖、でん粉の各分野を巡る情勢に応じた内外の重要なテーマ（国内外の需給・価格情報はもとより、主要輸出国の動向・農業政策、新興国の情勢、食料・農業・農村基本計画の実施に資する6次産業化、輸出促進、担い手の確保等）について、専門家及び本部役職員、海外駐在員事務所（平成22年度に廃止）等による調査を通して幅広く情報を収集・提供。
イ この結果、情報誌の利用者の満足度は、平成24年度において5段階評価で畜産、野菜、砂糖、でん粉の平均値が4.1〔目標値：4.0以上〕を達成。
また、現地調査や情報収集を基に、農畜産業を巡る情勢の変化に応じた内外の重要情報を選定し情報提供を行うとともに、外部からの依頼を受け、講演を実施。これらの提供情報は、テレビ・新聞での報道や外部情報誌等に多数引用。さらに、外部の方を対象とした調査報告会等を開催。
ウ 消費者を対象とするホームページ等についてのアンケート調査結果等を踏まえ、消費者コーナーのレイアウトをリニューアルする等ホームページを改善し、ホームページへのアクセス件数は、コンテンツの充実等により平成24年度において608万

件[目標値：543万件以上]の計画を達成している。

〔3 予算、収支計画及び資金計画〕について

- ① 「事務費及び一般管理費の削減に係る取組」については、〔1 業務運営の効率化に関する目標達成するために取るべき措置〕の①及び②を参照。
- ② 「余裕金の効率的な運用状況」については、資金管理運用基準に基づき、安全性に十分留意しつつ、効率的な運用を行っている。
具体的には、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施している。また、資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施し、効率的な運用を図っている。
- ③ 旧法人が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、機構発足時に承継し同額の貸倒引当金を計上しているが、うち1者は19年度に連帯保証人の破産により債権回収が不可能となったことから求償権の償却（0.9億円）を行った。残る1者について更生債権の弁済計画に基づき求償権の回収を行っていたが、24年12月に自己破産。同乳業者からの債権回収が不可能となったことから、連帯保証人に対して弁済を求めている。
- ④ 関連法人等に対する出資は、旧法人から承継したものであり、独立行政法人化以降は、新たな出資は行われていない。関連法人等への出資金は、その目的、必要性等が検討された結果、財務諸表及び付属明細書においても引き続き適切に管理されている。なお、関連会社（19法人）及び関連公益法人等（6法人）と当機構の間には契約に係る取引はない。

〔4 短期借入金の限度額〕について

- (1) 「運営費交付金の受入の遅延による借入」はなかった。
- (2) 「国産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金」については、期中における短期借入金は各年度とも限度額の範囲内であった。
砂糖勘定における短期借入金の金利については、平成17年度下期から主要行による競争入札を実施した結果、平成24年度には、年度通算で0.1397%（短期プライムレート1.475%）を実現。平成24年度末の借入金残高は、平成23年度末の316億円に対して、227億円となった。
砂糖勘定においては、繰越欠損金が発生しているが、国内産糖価格調整事業を適切に運営した結果、発生した調整金の収支差である。機構は、短期借入金の金利について入札を実施し、金利負担の軽減を図るなど、繰越欠損金の縮減に向け努力している。
- (3) 「でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金」については、期中における短期借入金は限度額の範囲内であった。

〔5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画〕について

緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等については、計画通り納付申請し、国からの納入告知に基づき、平成23年度に1,669百万円、平成24年度に1,106百万円の国庫納付が行われている。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）による指摘を踏まえ、指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の事業規模縮減等に対応し不要となる資金、平成22年度をもって終了した野菜構造改革促進特別対策事業に係る資金の平成22年度における運用収入についても、計画通り納付申請し、国からの納入告知に基づき、10,682百万円の国庫納付が行われている。

〔6 剰余金の使途〕について

中期目標期間中を通じ、該当がなかったため、評価を行わなかった。

なお、一部勘定で計上されている利益剰余金は、その発生要因等から使途が限定されるなど、独立行政法人会計基準等に定められている目的積立金として申請することができる基準である「国からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であり、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること」等に該当しないことから、目的積立金を申請していない。

〔7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画〕について

中期目標期間中を通じ、計画がなかったため、評価を行わなかった。

なお、法人が保有する職員宿舎については、その利用状況が整理され、有効に利用されているところであるが、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成24年4月3日行政改革実行本部決定）により、改めてその必要性を厳しく見直すよう決定されているところである。法人は、保有する宿舎について、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革大臣決定）に基づき、平成28年度までに2戸を削減するとの整理が行われている。

[8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項] について

人件費の削減については、具体的な目標を設定し、平成17年12月から実施している計画的・段階的な「給与構造の見直し」や平成19年度からの新たな人事管理制度を着実に遂行すること等により、中期目標期間中の人件費総額は、10,473百万円の見込みに対して、9,201百万円に抑制した。

また、期末の常勤職員数については計画どおり217人であった。

-は評価指標があるが実績がない、/は評価指標そのものがないことを示す

評価項目（大項目）	評価	20～24
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A	AAAAA
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A	AAAAA
第3 予算、収支計画及び資金計画	A	AAAAA
第4 短期借入金の限度額	A	AAAAA
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	A	///AA
第6 剰余金の使途	-	-----
第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-----
第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	AAAAA

評価単位ごとの評価シート（総括表）

評価項目（評価単位）	評価	20～24
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A	AAAAA
1 事業費の削減・効率化	A	AAAAA
2 業務運営の効率化による経費の削減	A	AAAAA
3 業務執行の改善	A	AAAAA
4 機能的で効率的な組織体制の整備	A	AAAAA
5 補助事業の効率化等	A	AAAAA
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A	AAAAA
1 経営安定対策	A	AAAAA
2 需給調整・価格安定対策	A	AAAAA
3 緊急対策	A	AAAAA
4 資金の流れ等についての情報公開の推進	A	AAAAA
5 情報収集提供業務	A	AAAAA
第3 予算、収支計画及び資金計画	A	AAAAA
1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等）	A	AAAAA
2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）	A	AAAAA
3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用	A	AAAAA
第4 短期借入金の限度額	A	AAAAA
1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金	-	-----
2 国産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金	A	AAAAA
3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金	A	AAA--
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	A	///AA
1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付	A	///AA
2 指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の事業規模縮減等に対応し不要となる資金並びに平成22年度をもって終了した野菜構造改革促進特別対策事業に係る資金の平成22年度における運用収入の23年度中の金銭による納付	A	///A-
第6 剰余金の使途	-	-----
剰余金による成果 (剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果)	-	-----
第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-----
予定なし	-	-----
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	AAAAA

1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	A	AAAAA
2	長期的な借入れを行う場合の留意事項	-	-----
3	施設及び設備に関する計画	-	-----
4	前期中期目標期間繰越積立金の処分	A	AAAAA

評価項目	達成状況	評価	20~24												
<p>第1-1 事業費の削減・効率化</p>	<p>○ 事業費の削減・効率化 【評価結果】 指標の総数：5 評価aの指標数：5×2点=10点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 10点 (10/10=100%)</p>	A	/////												
<p>【中期目標】 事業費については、補助事業の効率化等を通じ、中期目標期間中に、平成19年度比で10%削減する。 ただし、第3の1の(1)の①のAの肉用牛対策及びイの養豚対策のうち、生産者等からの拠出金に係るものを除く。 この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。 【中期計画】 事業費については、補助事業の効率化等を通じ、中期目標期間中に、平成19年度（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）比で10%削減する。 ただし、第2の1の(1)の①のAの肉用牛対策及びイの養豚対策のうち、生産者等からの拠出金に係るものを除く。 この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>【評価指標】 ○ 事業費の削減・効率化 (事業費総額で、当該年度に計画した削減目標と実績との対比) 削減目標は、平成19年度事業費（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）に対して、 平成20年度=10%×1/5 平成21年度=10%×2/5 平成22年度=10%×3/5 平成23年度=10%×4/5 平成24年度=10%×5/5 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった 削減度合いの算出に当たっては、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合に対応した事業を除く。 【業務実績報告の記述】 「事業費の削減・効率化」については、中期目標期間中の事業費（経済情勢、農畜産業を巡る情勢等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）を平成19年度（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）比で45%削減した。</p> <table border="1" data-bbox="547 2002 1273 2078"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対19年度削減率(%)</td> <td>13</td> <td>23</td> <td>41</td> <td>47</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	対19年度削減率(%)	13	23	41	47	45	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24										
対19年度削減率(%)	13	23	41	47	45										

評価項目	達成状況	評価	20~24												
第1-2 業務運営の効率化による経費の削減	<p>○ 業務運営の効率化による経費の削減</p> <p>【評価結果】</p> <p>指標の総数：60</p> <p>評価aの指標数：60×2点=120点</p> <p>評価bの指標数：0×1点=0点</p> <p>評価cの指標数：0×0点=0点</p> <p>合計 120点 (120/120=100%)</p>	A	////												
<p>【中期目標】</p> <p>(1)一般管理費（人件費を除く。）については、定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し等に努め、中期目標期間中に、平成19年度比で15%削減する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>(1) 一般管理費（人件費を除く。）については、定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し、業務の適切な進行管理、情報技術を活用した事務処理の効率化等により業務の効率化に努め、中期目標期間中に、平成19年度比で15%削減する。</p>	<p>◇(1) 経費の削減</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 当該年度に計画した具体的な削減額と実績との対比</p> <p>a：達成度合は、90%以上であった</p> <p>b：達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>「業務運営の効率化」については、中期目標期間中の一般管理費（人件費を除く。）を平成19年度比で38%削減した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対19年度削減率(%)</td> <td>36</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>19</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table> <p>【特記事項】</p> <p>平成20年度：地方事務所の削減（10→3）、福利厚生の見直し</p> <p>平成21年度：随意契約の見直し、福利厚生の見直し等</p> <p>平成22年度：随意契約の見直し等</p> <p>平成23年度：事務所面積の削減、消費電力の削減、事務用品等調達の一元化等</p> <p>平成24年度：随意契約の見直し等、事務室の照明のLED化や遮光フィルム貼付等による光熱費の削減</p>	年度	20	21	22	23	24	対19年度削減率(%)	36	26	28	19	38	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24										
対19年度削減率(%)	36	26	28	19	38										
	<p>【評価指標】</p> <p>② 定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>事務処理の迅速化を図る観点から決裁期間の確認を行うことにより、日常業務の点検を行い、平成19年度（3.1業務日）と同程度の決裁期間を維持した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均決裁期間（業務日）</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> <td>3.1</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	平均決裁期間（業務日）	3.2	3.2	3.1	3.2	3.2	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24										
平均決裁期間（業務日）	3.2	3.2	3.1	3.2	3.2										
	<p>【評価指標】</p> <p>③ 業務の適切な進行管理</p> <p>a：取り組みは十分であった</p>	/	aaaaa												

評価項目	達成状況	評価	20~24
	<p>b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 一般管理費予算に係る進捗状況について、四半期毎に確認するとともに、当該情報を関係部と共有し、進行管理を実施した。</p> <p>【評価指標】 ④ 情報技術を活用した事務処理の効率化 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 更新時期が到来したPCについて、計画的更新を行うとともに、パソコン整備計画に基づき省電力化の観点から原則ノート型の導入を推進した。また、更新時期が到来したサーバーについて、計画的更新を行った。これらの取組により、事務処理の効率化を図った。</p>	/	aaaaa
<p>【中期目標】 (2) 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について引き続き着実に実施するとともに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、平成17年12月1日から機構が実施している「給与構造の見直し」を着実に推進する。</p> <p>これに加え、平成20年度以降、新たな人事管理制度を導入することにより、人件費改革を更に進めるとともに、平成25年4月1日までに管理職割合を3分の1に引き下げる。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、平成21年度の対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数が107.1であることを踏まえ、引き続き、給与水準の見直しを行い、平成24年度までに国家公務員と同程度とし、検</p>			

評価項目	達成状況	評価	20～24																		
<p>証結果や取組状況を公表する。 【参考】</p> <p>1. 管理職割合（平成19年4月1日）：42%</p> <p>2. 地域・学歴を勘案した対国家公務員指数（平成18年度）：114.1</p> <p>【中期計画】</p> <p>(2) 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について引き続き着実に実施するとともに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、平成17年12月1日から実施している「給与構造の見直し」を着実に推進する。</p> <p>これに加え、平成20年度以降、新たな人事管理制度を導入することにより、人件費改革を更に進めるとともに、平成25年4月1日までに管理職割合を3分の1に引き下げる。</p> <p>なお、人件費の5%以上の削減を達成した独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費については、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」（平成20年6月9日付け行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書）に基づき、総人件費改革の対象外とする。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について、厳しく検証した上で、平成21年度の対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数が107.1であることを踏まえ、引き続き、給与水</p>	<p>◇(2) 人件費の削減</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 当該年度に計画した具体的な削減額と実績との対比</p> <p>a：達成度合は、100%以上であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>人件費（退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、平成17年度比で20.6%削減した。</p> <table border="1" data-bbox="547 768 1273 884"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値（対17年度比、%）</td> <td>3.0</td> <td>4.0</td> <td>5.0</td> <td>6.0</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>対17年度削減率（%）</td> <td>9.7</td> <td>11.8</td> <td>13.2</td> <td>13.4</td> <td>20.6</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	目標値（対17年度比、%）	3.0	4.0	5.0	6.0	6.0	対17年度削減率（%）	9.7	11.8	13.2	13.4	20.6	/	aaaaa
	年度	20	21	22	23	24															
	目標値（対17年度比、%）	3.0	4.0	5.0	6.0	6.0															
	対17年度削減率（%）	9.7	11.8	13.2	13.4	20.6															
<p>【評価指標】</p> <p>② 給与構造の見直しの推進</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>平成17年12月1日から人件費改革として、総括調整役▲1.4%、部長クラス▲0.8%等の職員の本俸水準の引下げや管理職手当の引下げ、国が導入している地域手当の不採用等の「給与構造の見直し」を毎年度実施した。</p>	/	aaaaa																			
<p>【評価指標】</p> <p>③ 新たな人事管理制度の推進</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>平成19年度から昇給幅の抑制、平成20年度からポストオフ、管理職への昇格抑制、業務専門職等を導入し、一層の人件費の削減に取り組んだ。</p>		/	aaaaa																		
<p>【評価指標】</p> <p>④ 管理職割合について当該年度に計画した具体的な目標率と実績との対比</p> <p>a：達成度合は、90%以上であった</p> <p>b：達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>平成25年度期初の管理職割合は、目標である33%に対し、24%となった。</p>	/		aaaaa																		

評価項目	達成状況					評価	20~24																		
<p>準の見直しを行い、平成24年度までに国家公務員と同程度とし、検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>〔参考〕</p> <p>1. 管理職割合（平成19年4月1日）：42%</p> <p>2. 地域・学歴を勘案した対国家公務員指数（平成18年度）：114.1</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職割合目標（%）</td> <td>40</td> <td>38</td> <td>37</td> <td>33.3</td> <td>33.3</td> </tr> <tr> <td>管理職割合（%）</td> <td>35</td> <td>33</td> <td>30</td> <td>27</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>					年度	20	21	22	23	24	管理職割合目標（%）	40	38	37	33.3	33.3	管理職割合（%）	35	33	30	27	24		
年度	20	21	22	23	24																				
管理職割合目標（%）	40	38	37	33.3	33.3																				
管理職割合（%）	35	33	30	27	24																				
<p>【中期目標】</p> <p>(3) 契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点から機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>(3) 契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点から、「随意契約見直し計画」(平成19年12月21日19農畜機第3687号)に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>⑤ 職員の給与水準の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数について当該年度に計画した具体的な目標値と実績との対比</p> <p>a：達成度合は、90%以上であった</p> <p>b：達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>職員の給与水準の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、平成24年度において101.3と国家公務員と同程度に引き下げるとともに、取組状況等について、毎年度、ホームページで公表を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値（指数）</td> <td>111</td> <td>109</td> <td>108</td> <td>104</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>実績（指数）</td> <td>110.9</td> <td>107.1</td> <td>105.4</td> <td>103.6</td> <td>101.3</td> </tr> </tbody> </table>					年度	20	21	22	23	24	目標値（指数）	111	109	108	104	100	実績（指数）	110.9	107.1	105.4	103.6	101.3	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																				
目標値（指数）	111	109	108	104	100																				
実績（指数）	110.9	107.1	105.4	103.6	101.3																				
	<p>◇ (3) 随意契約の見直しに向けた計画的取組</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 「随意契約見直し計画」に基づく取組</p> <p>分母を随意契約等審査委員会への諮問件数（真にやむを得ない随意契約を除く）とし、分子を随意契約見直し計画に基づき競争性のある契約へ移行した契約件数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、参加資格要件の緩和、総合評価方式の導入等の取組を着実に実施し、事務室の賃貸借契約、都道府県への委託費等真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等とした。また、その取組状況をホームページにおいて公表した。</p> <p>さらに、平成22年度から外部専門家・有識者等からなる契約監視委員会を開催し、契約状況の点検を受けた。</p> <p>【達成度合】</p> <p>平成20年度：31件/31件＝100%</p> <p>平成21年度：21件/21件＝100%</p> <p>平成22年度：12件/12件＝100%</p>					/	aaaaa																		

評価項目	達成状況	評価	20～24
	<p>平成23年度：16件/16件＝100% 平成24年度：7件/7件＝100%</p> <p>【参考】 (契約に係る事務手続等) 契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。 契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあつては随意契約ができることとしており、個別の契約締結にあつては、経理部担当理事、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。 また、総合評価方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価方式について」（19農畜機第4914号）及び「複数年度契約について」（20農畜機第3538号）により適切に措置している。</p> <p>(1者応札の解消に向けた取組) ①公告期間の延長、②仕様書の作成に当たり、IT技術支援者から助言を得たうえでのシステム仕様書等の開示、③「メルマガ」機能の利用や機構ホームページで今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケートに基づき、契約の履行期間の十分な確保、⑤入札時期の前倒しの取組の一環として、次年度の入札予定をホームページに掲載等1者応札解消に向けた取組を確実に実施した。</p> <p>(第三者への再委託) 契約の全てを第三者に委託させることは禁止している。やむを得ず契約の一部を第三者に再委託する場合には、契約事務細則に基づき書面により申請し機構の承認を得ることとされている。</p>		
<p>【中期目標】 また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p> <p>【中期計画】 また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p>	<p>【評価指標】 ② 競争性、透明性の確保 分母を企画競争・公募を実施した件数とし、分子を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 また、一般競争契約はもとより、企画競争及び公募を実施する場合であっても、競争性、透明性を確保するため、機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載を行うとともに、その状況を四半期ごとに確認した。</p> <p>【達成度合】 平成20年度：31件/31件＝100% 平成21年度：21件/21件＝100% 平成22年度：12件/12件＝100% 平成23年度：16件/16件＝100%</p>	/	aaaaa

評価項目	達成状況	評価	20~24
<p>【中期目標】 さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p> <p>【中期計画】 さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>平成24年度：7件/7件=100%</p> <p>【評価指標】 〔平成23年度～24年度の評価指標〕 ③ 入札・契約の適正な実施についてのチェック a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>〔平成20年度～22年度の評価指標〕 ③ 監事及び会計監査人による監査の実施 a：実施した c：実施しなかった</p> <p>【業務実績報告の記述】 さらに、監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、定期監査において入札・契約のチェックを受けた。また、会計監査法人の求めに応じ、契約書等を提示することにより、その内容等のチェックを受けた。</p>	/	aaaaa
	<p>【参考】 平成21年度から、契約監視委員会を開催し、その審議結果について、理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期毎に理事長に報告し、点検・評価を受けた。</p>		

評価項目	達成状況	評価	20～24																								
第1-3 業務執行の改善	○ 業務執行の改善 【評価結果】 指標の総数：69 評価aの指標数：69×2点=138点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 138点（138/138=100%）	A	/////																								
【中期目標】 外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価等を行い、その結果を業務運営に反映させる等業務執行の改善を図る。 また、業務の適正な執行を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を設置し、役職員の法令遵守を徹底するなど内部統制機能を強化する。 【中期計画】 (1) 独立行政法人評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、機構自ら業務の点検・評価を行うとともに、外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。	◇ (1) 業務全体の点検・評価 【評価指標】 ① 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な進行管理 分母を年度当初に計画した回数とし、分子を業務運営の進行管理を実施した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった 【業務実績報告の記述】 年度計画を具体化するための「具体化推進シート（工程表）を年度初めに策定し、理事長は、四半期毎に実施したヒアリングの際、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・分析することにより、ミッションの達成状況、阻害要因など、内部統制の現状を適切に把握した。また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を図った。 <table border="1" data-bbox="547 1491 1273 1648"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヒアリング計画回数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ヒアリング実施回数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>達成度合（%）</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	ヒアリング計画回数	4	4	4	4	4	ヒアリング実施回数	4	4	4	4	4	達成度合（%）	100	100	100	100	100	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																						
ヒアリング計画回数	4	4	4	4	4																						
ヒアリング実施回数	4	4	4	4	4																						
達成度合（%）	100	100	100	100	100																						
	【評価指標】 ② 第三者機関による点検・評価のための、業務の進行状況の自己評価 分母を年度当初に計画した回数とし、分子を自己評価を実施した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった 【業務実績報告の記述】 理事長による四半期毎に実施したヒアリングの際、併せて業務の進行状況についての自己評価を行った。	/	aaaaa																								

評価項目	達成状況					評価	20~24																								
	<table border="1" data-bbox="547 210 1273 367"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画回数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>達成度合 (%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>					年度	20	21	22	23	24	計画回数	4	4	4	4	4	実施回数	4	4	4	4	4	達成度合 (%)	100	100	100	100	100		
年度	20	21	22	23	24																										
計画回数	4	4	4	4	4																										
実施回数	4	4	4	4	4																										
達成度合 (%)	100	100	100	100	100																										
	<p>【評価指標】</p> <p>③ 第三者機関による業務の点検・評価の実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>毎年度終了後に、外部専門家・有識者からなる機構評価委員会を次のとおり開催し、各年度の業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施した。</p> <p>[機構評価委員会の開催状況]</p> <p>平成20年度：平成20年5月26日</p> <p>平成21年度：平成21年6月5日</p> <p>平成22年度：平成22年6月8日</p> <p>平成23年度：平成23年6月3日</p> <p>平成24年度：平成24年6月7日</p>					/	aaaaa																								
	<p>【評価指標】</p> <p>④ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>委員会の終了後、議事録を確認しつつ、業務運営に反映が必要な事項について検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において業務運営への反映を行った（指摘がなかった年度は除く）。</p>					/	aaaaa																								
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家等から成る第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>◇ (2) 補助事業の審査・評価</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 進行管理の的確な実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>理事長による四半期毎の点検・評価に係るヒアリングの際、補助事業実施各部の進行管理システムに基づき、補助事業の実施状況確認等進行管理を的確に行った。</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 事業の達成状況等の自己評価</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>					/	aaaaa																								

評価項目	達成状況	評価	20～24																								
	<p>【業務実績報告の記述】</p> <p>補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則に基づき、各事業の達成状況等について自己評価を行った。</p>																										
	<p>【評価指標】</p> <p>③ 第三者機関による事業の審査・評価</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則に基づき、毎年度終了後に、外部専門家・有識者からなる補助事業に関する第三者委員会を次のとおり開催し、事業の評価等を行った。</p> <p>[補助事業に関する第三者委員会の開催状況]</p> <p>平成20年度：平成20年6月20日、平成21年3月25日</p> <p>平成21年度：平成21年6月24日、平成22年3月29日</p> <p>平成22年度：平成22年7月2日</p> <p>平成23年度：平成23年6月27日、8月3日</p> <p>平成24年度：平成24年6月29日</p>	/	aaaaa																								
	<p>【評価指標】</p> <p>④ 必要に応じた業務の見直し</p> <p>a：必要がなかった又は十分であった</p> <p>b：必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c：必要はあったが、不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>補助事業に関する第三者委員会の終了後、議事録を確認しつつ、業務運営に反映が必要な事項について検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において、必要に応じて業務の見直しを行った（指摘がなかった年度は除く）。</p>	/	aaaaa																								
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 適正な業務の執行を確保する観点から、業務監査室による内部監査を実施するとともに、業務の適正な執行を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を設置し、役職員の法令遵守を徹底するなど内部統制機能を強化する。</p>	<p>◇ (3) 内部統制機能の充実・強化</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 内部監査マニュアルに基づく内部監査の実施</p> <p>分母を内部監査年度計画における被監査部署の数（テーマ別監査を含む。以下同じ。）とし、分子を内部監査を実施した被監査部署の数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>毎年度、内部監査年度計画を定め、内部監査規程及び内部監査マニュアルに基づき内部監査を実施し、被監査部署に対する内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。</p> <table border="1" data-bbox="547 1861 1273 2018"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内部監査計画回数</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>内部監査実施回数</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>達成度合（%）</td> <td>100</td> <td>117</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	内部監査計画回数	7	6	4	10	8	内部監査実施回数	7	7	4	10	8	達成度合（%）	100	117	100	100	100	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																						
内部監査計画回数	7	6	4	10	8																						
内部監査実施回数	7	7	4	10	8																						
達成度合（%）	100	117	100	100	100																						

評価項目	達成状況	評価	20~24
	<p>【評価指標】</p> <p>② コンプライアンス委員会の設置【20年度のみ】</p> <p>a : 設置した</p> <p>c : 設置しなかった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>コンプライアンスの推進に係る事項について審議を行うため、平成20年4月1日に外部有識者を構成員とする農畜産業振興機構コンプライアンス委員会を設置した。</p>	/	a----
	<p>【評価指標】</p> <p>③ コンプライアンス推進に向けた計画的取組</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、同計画に基づき次のとおりコンプライアンス推進に向けた取組を実施した。</p> <p>(平成20年度)</p> <p>推進体制の強化、研修の充実、コンプライアンスの推進の着実な取組、情報の積極的な公開等</p> <p>(平成21年度)</p> <p>推進体制の拡充、研修等の充実、コンプライアンスの推進へ向けた取組、情報の積極的な公開等</p> <p>(平成22年度)</p> <p>推進体制の拡充、研修等の充実、コンプライアンスの推進へ向けた取組、情報の積極的な公開等</p> <p>また、第2四半期に「コンプライアンス推進の日」（毎四半期初月の第3木曜日）を創設</p> <p>(平成23年度)</p> <p>コンプライアンス推進相談等窓口の周知、講演会・研修の実施、内部監査の強化、推進状況の点検等、「コンプライアンス推進の日」（毎四半期初月の第3木曜日）の取組、教育資材の導入等</p> <p>(平成24年度)</p> <p>コンプライアンス推進相談等窓口の周知と適切な対応、研修の実施、コンプライアンス監査、推進状況の点検、「コンプライアンス推進の日」（毎四半期初月の第3木曜日）の取組、教育資材の導入・活用等</p>	/	aaaaa
	<p>【評価指標】</p> <p>④ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するための内部統制を図るため、理事長のマネジメントにより毎月2回（平成24年度は原則毎週）幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題の把握・対応等を協議し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知を図った。</p> <p>さらに、平成20年度から平成23年度においては、四半期毎に理事長のマネジメントによる役職員間のミーティングを開催し、円滑な意思疎通、ミッションの周知徹底を図った。</p>	/	aaaaa

評価項目	達成状況	評価	20～24
	<p>【評価指標】</p> <p>⑤ 個人情報保護対策の推進</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>毎年度、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会に職員を参加させた。また、平成23年度から採用職員等を対象とした「個人情報取扱い研修」を開催するなど、法人として所有する個人情報の適正な取扱いの重要性、保護対策等を職員に習得させ、個人情報保護対策を推進した。</p>	/	aaaaa
	<p>【評価指標】</p> <p>⑥ 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>情報セキュリティ規程及び情報セキュリティ対策マニュアルを策定し、必要に応じて見直しを行うとともに、役職員へ周知した。</p> <p>(平成20年度)</p> <p>情報セキュリティ規程及び情報セキュリティ対策マニュアルを策定し、イントラネット及び研修会により役職員への周知を図った。また、役職員全員を対象にマニュアルの実施状況に係る自己点検を実施した。</p> <p>さらに、ファイアウォールの設置や迷惑メール等制御装置の追加等の情報セキュリティ対策を講じた。</p> <p>(平成21年度)</p> <p>情報セキュリティマニュアルの改正を行いイントラネットに掲載するなどして役職員に周知を図るとともに、役職員全員を対象にマニュアルの実施状況に係る自己点検を2回実施して周知を図った。</p> <p>また、情報セキュリティ診断を実施し、診断結果に基づき透過型ファイアウォールの導入を行うことにより、ソフト面、ハード面からのセキュリティ対策を強化した。</p> <p>(平成22年度)</p> <p>eラーニング方式の研修を全役職員に実施させるとともに、情報セキュリティマニュアルの実施状況に係る自己点検を実施し、その結果を踏まえ必要なフォローを行った。</p> <p>また、機密区域に該当する電算室の入退室管理を電子キー方式に変更し、情報セキュリティ対策を講じた。</p> <p>(平成23年度)</p> <p>情報セキュリティ対策マニュアルの改正を行いイントラネットに掲載するなどして役職員に周知を図るとともに、eラーニングを利用した研修を実施し、その結果を踏まえ必要なフォローを行った。</p> <p>(平成24年度)</p> <p>eラーニング方式の研修を全役職員に実施させるとともに、情報セキュリティマニュアルの実施状況に係る自己点検を実施し、その結果を踏まえ必要なフォローを行った。</p> <p>また、各システムのリスクの洗い出し、バックアップ状況の確認等を行って機構システムの脆弱性の克服を図った。</p>	/	aaaaa
	<p>【評価指標】〔平成22年度～24年度の評価指標〕</p> <p>⑦ 機構システムの最適化・効率化の推進</p>	/	//aaa

評価項目	達成状況	評価	20～24
	<p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 システムの最適化・効率化の推進するため、次のとおり取組を実施した。</p> <p>(平成22年度) システム台帳の整備、各システムのシステム改善計画の作成を行い、システム情報の共有化等を推進した。</p> <p>また、情報システムに関して総合評価落札方式を導入するとともに、RFP（提案依頼書）等の審査を行う情報システム技術審査委員会を設置し、システムの最適化を推進する仕組みを構築した。</p> <p>(平成23年度) 各業務システムの点検を行い、システム台帳を整備するとともに、平成23年度のシステム改善計画を取りまとめ、進行管理を行った。また、システム技術審査委員会を開催し、最適なシステム要件を検討するなど、業務システムに関連する情報の共有化・効率化を推進した。</p> <p>(平成24年度) 各業務システムの点検を行い、システム台帳を整備するとともに、平成24年度のシステム改善計画を取りまとめ、進行管理を行った。また、システム技術審査委員会を開催し、最適なシステム要件を検討するなど、業務システムに関連する情報の共有化・効率化を推進した。</p>		

評価項目	達成状況	評価	20~24
第1-4 機能的で効率的な組織体制の整備	○ 機能的で効率的な組織体制の整備 【評価結果】 指標の総数：11 評価aの指標数：11×2点=22点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 22点 (22/22=100%)	A	/////
【中期目標】 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、品目横断的かつ国内外一体的な情報収集提供業務が円滑に実施できるよう、情報収集提供業務を行う組織体制の再編等を行うとともに、業務実績等を踏まえた地方事務所の在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。 【中期計画】 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、品目横断的かつ国内外一体的に情報収集提供業務を行う組織体制への再編等を行う。	【評価指標】 〔平成20年度のみ評価指標〕 ◇ (1) 情報収集提供業務を行う組織体制の再編 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告の記述】 平成20年4月1日付けで、調査情報部において3課及び国際情報審査役を廃止し国内外の畜産、野菜、砂糖及びでん粉にかかる情報収集提供業務を横断的に行う調査課、情報課の2課に組織再編した。	/	a----
【中期目標】 また、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。 【中期計画】 また、札幌、鹿児島及び那覇の各事務所については、業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。	【評価指標】 ◇ (2) 業務実績等を踏まえた地方事務所の在り方の検討 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告の記述】 また、毎年度、札幌、鹿児島及び那覇の各事務所における四半期毎の業務実績を確認するとともに、平成21年度から「地方事務所の業務実績等点検チーム」を設置し、同チームにおいて業務実績を検証した結果、3事務所を引き続き設置することが必要であることを確認した。 【検討会開催実績】 平成21年度：2回 平成22年度：4回 平成23年度：5回 平成24年度：1回	/	aaaaa
さらに、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的	【評価指標】 ◇ (3) その他必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し a：必要がなかった又は十分であった	/	aaaaa

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>な組織体制の整備を図る。</p>	<p>b：必要はあったが、やや不十分であった c：必要はあったが、不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>さらに、諸情勢の変化等を踏まえ、機能的かつ効率的な体制の整備するため、次のとおり組織体制の見直しを実施した。</p> <p>(平成20年度) 必要性がなかった。</p> <p>(平成21年度) 経理部の組織体制について、7月1日付けで、畜産、野菜、特産の部門別の3課体制から2課体制に再編するとともに、総括・調整機能の強化を図るため、経理部に調整課を新設した。</p> <p>(平成22年度) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえて、平成22年度中に5か所の海外事務所を廃止した。</p> <p>(平成23年度) 中期目標の期中改正により、機構の業務の記述が品目別から対策別に変更されたこと等を受け、業務が機能的かつ効率的に行われるよう、平成23年4月に畜産3部を畜産経営対策部、畜産需給部及び畜産振興部に再編するとともに、調査情報部の組織体制を再編した。</p> <p>平成23年9月に、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の発生に伴う緊急対策への対応のため、畜産振興部内に「特別チーム」を設置し、機能的かつ効率的な体制を整備した。</p> <p>(平成24年度) 必要性がなかった。</p>		

評価項目	達成状況	評価	20～24																								
第1-5 補助事業の効率化等	○ 補助事業の効率化等 【評価結果】 指標の総数：80 評価aの指標数：78×2点=156点 評価bの指標数：2×1点=2点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 158点 (158/160=99%)	A	/////																								
【中期目標】 (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定に当たり公募方式を導入する。 【中期計画】 (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定に当たり公募方式を導入する。	【評価指標】 ◇ (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施 畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定への公募方式の導入 a：公募方式を導入した c：公募方式を導入しなかった 【業務実績報告の記述】 畜産業振興事業については、平成20年度から、原則として公募方式により事業実施主体を選定している。	/	aaaaa																								
【中期目標】 (2) 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施する。 【中期計画】 (2) 効率的かつ効果的な施設整備事業の実施を図る観点から、以下の措置を講じる。 ① 事業実施計画の承認に当たり事業実施主体と協議を行う。	◇ (2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 【評価指標】 ① 事業実施主体との協議 分母を事業実施計画の整備件数とし、分子を事業実施計画承認申請前に協議（書面を含む）を行った整備件数とする。 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった 【業務実績報告の記述】 事業実施計画の承認の申請があった施設整備件数について、次のとおり、全て事前に事業実施主体と協議を行った。 <table border="1" data-bbox="507 1854 1232 2011"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備件数</td> <td>384</td> <td>413</td> <td>213</td> <td>119</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>事前協議件数</td> <td>384</td> <td>413</td> <td>213</td> <td>119</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>達成度合（%）</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	施設整備件数	384	413	213	119	112	事前協議件数	384	413	213	119	112	達成度合（%）	100	100	100	100	100	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																						
施設整備件数	384	413	213	119	112																						
事前協議件数	384	413	213	119	112																						
達成度合（%）	100	100	100	100	100																						
② 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たし	【評価指標】 ② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択	/	aaaaa																								

評価項目	達成状況	評価	20~24																		
ているものを採択する。	<p>a : 評価基準を満たしているものを採択した c : 評価基準を満たしているもの以外を採択した</p> <p>【業務実績報告の記述】 評価手法が開発されている施設整備事業については、次のとおり、効果が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用対効果・採択件数</td> <td>36</td> <td>35</td> <td>23</td> <td>10</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>コスト分析・採択件数</td> <td>37</td> <td>374</td> <td>171</td> <td>109</td> <td>92</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	費用対効果・採択件数	36	35	23	10	14	コスト分析・採択件数	37	374	171	109	92		
年度	20	21	22	23	24																
費用対効果・採択件数	36	35	23	10	14																
コスト分析・採択件数	37	374	171	109	92																
③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。	<p>【評価指標】</p> <p>③ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施 a : 必要がなかった又は十分であった b : 必要はあったが、やや不十分であった c : 必要はあったが、不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 毎年度、採択した事業費5千万円以上の案件について、年度の途中における工事の進捗等に関するヒヤリングを実施し、又は報告を受け、必要に応じて現地調査を実施した。</p>	/	aaaaa																		
④ 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までは利用状況の調査を行う。	<p>【評価指標】</p> <p>④ 設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 a : 必要がなかった又は十分であった b : 必要はあったが、やや不十分であった c : 必要はあったが、不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 費用対効果分析を実施している事業で設置した対象施設のうち、施設設置後3年目までのもの及び5年目までのものについて、次のとおり利用状況の調査とともに必要に応じて現地調査を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用状況調査件数（件）</td> <td>170</td> <td>164</td> <td>143</td> <td>191</td> <td>161</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	利用状況調査件数（件）	170	164	143	191	161	/	aaaaa						
年度	20	21	22	23	24																
利用状況調査件数（件）	170	164	143	191	161																
また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	<p>【評価指標】</p> <p>⑤ 事後評価 効用が費用を上回る件数の全件数割合を90%以上とする。 a : 達成度合は、100%以上であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 また、目標年を3年（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）としている施設について、事後評価報告書を徴取し、効用が費用を上回ったか否かの審査・確認を行った。各年度の効用が費用を上回る件数の全件数割合は次のとおりとなった。</p>	/	aaabb																		

評価項目	達成状況	評価	20～24																														
	<table border="1" data-bbox="507 210 1230 405"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>効用が費用を上回る件数</td> <td>27</td> <td>51</td> <td>18</td> <td>39</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>全件数</td> <td>28</td> <td>51</td> <td>19</td> <td>52</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>割合（％）</td> <td>96</td> <td>100</td> <td>90</td> <td>75</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>達成度合（％）</td> <td>107</td> <td>111</td> <td>105</td> <td>83</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="507 412 1324 479">なお、投資効率が1以下のものについては全て改善策の提出等をさせるとともに、現場における支援体制の強化等を含め指導した。</p>	年度	20	21	22	23	24	効用が費用を上回る件数	27	51	18	39	41	全件数	28	51	19	52	60	割合（％）	96	100	90	75	68	達成度合（％）	107	111	105	83	76		
年度	20	21	22	23	24																												
効用が費用を上回る件数	27	51	18	39	41																												
全件数	28	51	19	52	60																												
割合（％）	96	100	90	75	68																												
達成度合（％）	107	111	105	83	76																												
<p data-bbox="153 524 272 551">【中期目標】</p> <p data-bbox="153 560 466 772">そのほか、補助事業に関する業務執行規程等に基づき、的確な事業の進行状況を把握し、事業内容や採択要件等事業に関する各種情報の公表等を行う。</p> <p data-bbox="153 781 466 1256">また、畜産業振興事業について、補助金の最も効率的かつ迅速な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金の定期的な見直しを通じたその造成の在り方の見直しを行う。保有資金及び公益法人に造成している基金については、真に必要な限度まで縮減する。</p> <p data-bbox="153 1265 272 1292">【中期計画】</p> <p data-bbox="153 1301 466 1406">(3) 補助事業に関する業務執行規程等に基づき以下の対応を行う。</p> <p data-bbox="153 1415 466 1482">① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p> <p data-bbox="153 1827 466 1933">② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p>	<p data-bbox="480 1265 973 1292">◇ (3) 補助事業の適正、効率的な実施の確保</p> <p data-bbox="480 1301 611 1328">【評価指標】</p> <p data-bbox="480 1415 1010 1442">① 業務執行規程等の基準に基づいた事業の審査</p> <p data-bbox="536 1451 920 1554">a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p data-bbox="480 1568 734 1594">【業務実績報告の記述】</p> <p data-bbox="501 1603 1324 1747">補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程に基づいて作成した審査基準チェックシートを用い、事業採択に当たり、同シートにより基準に基づく審査を実施した。また、同シートを採択に係る全ての起案文書に添付し明確な審査基準に基づき事業を実施していることを確認した。</p> <p data-bbox="480 1792 611 1818">【評価指標】</p> <p data-bbox="480 1827 722 1854">② 巡回指導等の実施</p> <p data-bbox="501 1863 1324 1930">分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。</p> <p data-bbox="536 1939 1015 2042">a : 達成度合は、90%以上であった b : 達成度合は、50%以上90%未満であった c : 達成度合は、50%未満であった</p>	/	aaaaa																														

評価項目	達成状況	評価	20~24																								
<p>③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握する。</p> <p>④ 毎年度、ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。</p> <p>⑤ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、速やかに行う。</p>	<p>【業務実績報告の記述】</p> <p>補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、新規事業（拡充事業を含む。）について、次のとおり事業実施主体に対する事業説明会、巡回指導等を実施した。また、継続事業についても同様の説明会等を実施した。</p> <p>事業説明会（新規・拡充事業）</p> <table border="1" data-bbox="507 394 1270 551"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規・拡充事業数</td> <td>33</td> <td>23</td> <td>17</td> <td>9</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>説明会等を実施した事業数</td> <td>33</td> <td>23</td> <td>17</td> <td>9</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>達成度合（％）</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、平成22年度から、全国説明会については、補助事業の適正、効率的な実施を確保する観点から、参加者に対してアンケートを実施し、会議内容等についての評価を得ることで、説明会のさらなる向上に努めた。</p>	年度	20	21	22	23	24	新規・拡充事業数	33	23	17	9	8	説明会等を実施した事業数	33	23	17	9	8	達成度合（％）	100	100	100	100	100		
	年度	20	21	22	23	24																					
	新規・拡充事業数	33	23	17	9	8																					
	説明会等を実施した事業数	33	23	17	9	8																					
達成度合（％）	100	100	100	100	100																						
<p>【評価指標】</p> <p>③ 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>事業の適正、効率的な実施を確保するため、事業の進行管理を毎月行った。</p>	/	aaaaa																									
<p>【評価指標】</p> <p>④ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>補助事業の適正、効率的な実施を図るため、毎年度、ホームページ等で、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業の概要等ととも、事業採択後、速やかに補助先を公表した。</p>	/	aaaaa																									
<p>【評価指標】</p> <p>⑤ 事務処理手続きの迅速化</p> <p>分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子を10業務日以内で行った要領、実施計画及び交付申請の合計件数とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る事業については対象件数から除外する。</p> <p>a：達成度合は、90%以上であった</p> <p>b：達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>進行管理の徹底等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内であった割合は、次のとおりとなった。</p>	/	aaaaa																									

評価項目	達成状況						評価	20~24																																																																		
	<table border="1" data-bbox="507 248 1305 633"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">畜産（件）</td> <td>10日以内</td> <td>560</td> <td>1,575</td> <td>1,796</td> <td>4,381</td> <td>13,677</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>560</td> <td>1,575</td> <td>1,797</td> <td>4,382</td> <td>13,678</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">野菜（件）</td> <td>10日以内</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>123</td> <td>120</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>123</td> <td>120</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">砂糖（件）</td> <td>10日以内</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計（件）</td> <td>10日以内</td> <td>661</td> <td>1,676</td> <td>1,919</td> <td>4,501</td> <td>13,810</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>661</td> <td>1,676</td> <td>1,920</td> <td>4,502</td> <td>13,811</td> </tr> <tr> <td colspan="2">達成度合（％）</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>99.9</td> <td>99.9</td> <td>99.9</td> </tr> </tbody> </table>						年度		20	21	22	23	24	畜産（件）	10日以内	560	1,575	1,796	4,381	13,677	全体	560	1,575	1,797	4,382	13,678	野菜（件）	10日以内	90	90	123	120	133	全体	90	90	123	120	133	砂糖（件）	10日以内	11	11	-	-	-	全体	11	11	-	-	-	合計（件）	10日以内	661	1,676	1,919	4,501	13,810	全体	661	1,676	1,920	4,502	13,811	達成度合（％）		100	100	99.9	99.9	99.9		
年度		20	21	22	23	24																																																																				
畜産（件）	10日以内	560	1,575	1,796	4,381	13,677																																																																				
	全体	560	1,575	1,797	4,382	13,678																																																																				
野菜（件）	10日以内	90	90	123	120	133																																																																				
	全体	90	90	123	120	133																																																																				
砂糖（件）	10日以内	11	11	-	-	-																																																																				
	全体	11	11	-	-	-																																																																				
合計（件）	10日以内	661	1,676	1,919	4,501	13,810																																																																				
	全体	661	1,676	1,920	4,502	13,811																																																																				
達成度合（％）		100	100	99.9	99.9	99.9																																																																				
<p>⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法等の改善を行う。</p>	<p>⑥ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入</p> <p>a：適切な評価手法を導入した</p> <p>c：評価手法を導入しなかった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>毎年度、新規等の事業について、各事業の共通経費に係るコスト分析手法及び目標設定・評価手法については、すべて適用したほか、次の事業について費用対効果分析を導入した。</p> <p>(平成24年度)</p> <p>沖縄食肉価格安定等特別対策事業のうち</p> <p>クランブル飼料製造施設整備事業</p>						/	aaaaa																																																																		
	<p>⑦ 評価手法の必要に応じた改善等</p> <p>a：必要がなかった又は十分であった</p> <p>b：必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c：必要はあったが、不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>また、次のとおり評価手法の改善等を行った。</p> <p>(平成20年度)</p> <p>器具・機材の整備事業のうち、肉用牛繁殖基盤整備基盤強化総合対策事業の整備項目の1つである「簡易牛舎」について、コスト分析手法として、20千円/m²の基準(上限額)の新たな設定等</p> <p>(平成21年度)</p> <p>器具・機材の整備事業のうち、肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業の整備項目の1つである「増頭に資する器具機材等の整備事業」における「施設の改造に必要な資材の支給」については、コスト分析手法として、1万円/m²の基準(上限額)の新たな設定等</p> <p>(平成23年度)</p> <p>施設、器具、機材等の施設整備事業のうち、肉用牛経営安定対策補完事業の分析項目に「簡易給水施設」他2項目を追加し、それぞれ基準(上限額)の新たな設定等</p>						/	aaaaa																																																																		
<p>⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等にお</p>	<p>⑧ 決算上の不用理由の分析</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>						/	aaaaa																																																																		

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>ける基金造成の在り方の見直しを行う。また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、中期目標期間中に全ての基金について見直しを実施する。保有資金及び公益法人に造成している基金については、真に必要な限度まで縮減する。</p>	<p>【業務実績報告の記述】 毎年度、事業終了後に不用額の大きい事業の理由を分析し、補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】 ⑨ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直し a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 また、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方について、実施要綱の制定・改正を通じて、次のとおり見直しを行った。</p> <p>(平成20年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金経由の在り方 牛舎等の施設整備を行う新規参入円滑化等対策（肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業）について、中央団体経由から機構直接採択に変更 各法人等における基金造成の在り方 19年度終期基金のうち継続基金（畜産関係情報衛星通信システム運営基盤強化基金等）について、運用益利用型から取り崩し型に変更 <p>(平成21年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金経由の在り方 肉用牛肥育経営安定対策事業他6事業について、中央団体経由から機構直接交付方式に変更 各法人等における基金造成の在り方 中央団体経由から機構直接交付方式に変更したことに伴い、肉用牛肥育経営安定対策事業他4事業について、中央団体に造成していた基金を廃止 <p>(平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金経由の在り方 国産飼料資源活用促進総合対策事業他5事業について、中央団体経由から機構直接交付方式に変更 養豚経営安定対策事業について、生産者への機構直接交付方式をモデル実施 各法人等における基金造成の在り方 基金方式から単年度事業方式に変更及び中央団体経由から機構直接交付方式に変更したことに伴い、畜産特別資金融通事業他7事業について、中央団体に造成していた基金を廃止 また、リース関係5事業を統合して、畜産高度化支援リース事業とすることで、5基金を1基金に集約 <p>(平成23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金経由の在り方 養豚経営安定対策事業について、生産者への直接交付方式を本格実施 肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、生産者への直接交付方式をモデル実施 各法人等における基金造成の在り方 単年度事業方式への変更したことに伴い、家畜飼料特別支援資金融通事業他2事業について、中央団体に造成していた基金を廃止 <p>(平成24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各法人等における基金造成の在り方 家畜防疫互助基金支援事業について単年度事業方式に変更するとともに、同事業において地方団体に造成していた運営基盤強化基金を廃止 	/	aaaaa

評価項目	達成状況	評価	20～24
	<p>【評価指標】</p> <p>⑩ 基準等の見直し</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>(実施した年度のみ評価を行う)</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>また、平成20年度及び平成24年度において、基金基準等に準じて定めた基準（「畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準」）の見直しを行い、同基準等に基づき、全ての基金について見直しを実施した。また、保有資金及び公益法人に造成している基金については、国からの交付金の確保や一部の基金の廃止などにより真に必要な限度まで縮減を図った。</p> <p>(平成21年度)</p> <p>平成21年度当初に基金を保有している41基金について、事業実施期間中の所要額を上回る部分の返還を求める見直しを実施した。</p> <p>(平成22年度)</p> <p>平成21年度に実施した基金の見直し等を踏まえ、中央団体等の基金について規模等の検討を行い、平成22年度中に22基金から385億円を返還させた。更に次の3事業については、単年度事業方式へ変更することにより、中央団体に造成していた基金を平成23年度に廃止することとした。</p> <p>家畜疾病経営維持資金融通事業 家畜飼料特別支援資金融通事業 肉用牛導入資金保証基盤整備事業</p> <p>(平成23年度)</p> <p>食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業（貸付機械取得資金：日本ハム・ソーセイジ工業協同組合）の見直しを実施し、基金規模が適正となるよう使用見込みの低い補助金部分について返納させた（2.5億円返還）。</p> <p>(平成24年度)</p> <p>平成24年度当初に基金を保有している団体における111基金について、事業実施期間中の所要額を上回る部分の返還を求める見直しを実施した。なお、基金の見直しにより補助金相当額が不用となった51基金については、不要額を平成25年度に機構へ返納される予定である。</p>	/	aaaaa

評価項目	達成状況	評価	20～24
第2-1 経営安定対策	○ 経営安定対策 【評価結果】 指標の総数：218 評価aの指標数：217×2点=434点 評価bの指標数：1×1点=1点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 435点（435/436=99%）	A	/////
【中期目標】 (1) 畜産関係業務 畜産については、国の政策目標である基本計画を踏まえ、農業者が希望を持って農業に従事し収益を上げることができ環境を整えていく観点から、畜産に係る補助事業等を以下のとおり実施する。 ① 畜産業振興事業 畜産に係る補助事業は、畜産物の生産・流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施するものとする。 ア 肉用牛対策 肉用牛経営の安定化のための補填金の交付等を行う。 【中期計画】 (1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興事業 畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。 ア 肉用牛対策 肉用牛生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の交付等を行う。	◇ (1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興事業 ア 肉用牛対策 【評価指標】 (ア) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告の記述】 毎年度、厳しい経営環境が続く肉用牛肥育経営の安定を図るため、肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る補填金の的確な交付を目的に、生産者積立金に対応した基金造成必要額の造成を行った。	/	aaaaa

評価項目	達成状況	評価	20～24												
	<p>【評価指標】〔平成23年度～24年度の評価指標〕</p> <p>(イ) 都道府県団体による生産者への迅速な交付について各種会議等での指導</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>また、毎年度、全国会議を開催するとともに、四半期、月毎に事務連絡文書を発出し、生産者への迅速な交付が行われるよう都道府県団体を指導した。</p>	/	///aa												
<p>【中期目標】</p> <p>イ 養豚対策</p> <p>養豚経営の安定化のための補填金の交付等を行う。</p> <p>【中期計画】</p> <p>イ 養豚対策</p> <p>養豚生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の交付等を行う。</p>	<p>イ 養豚対策</p> <p>【評価指標】〔平成23年度～24年度の評価指標〕</p> <p>生産者補填金の21業務日以内の交付</p> <p>分母を養豚補填金を交付した回数とし、分子を当該補填金を21業務日以内に交付した回数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>肉豚生産者からの生産者補填金の交付申請については、次のとおり、交付申請書を受理した日から全て21業務日以内に生産者補填金を交付した。</p> <table border="1" data-bbox="512 1066 1086 1223"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付申請件数</td> <td>3,827</td> <td>12,579</td> </tr> <tr> <td>21業務日以内に交付した件数</td> <td>3,827</td> <td>12,579</td> </tr> <tr> <td>達成度合 (%)</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	23	24	交付申請件数	3,827	12,579	21業務日以内に交付した件数	3,827	12,579	達成度合 (%)	100	100	/	///aa
年度	23	24													
交付申請件数	3,827	12,579													
21業務日以内に交付した件数	3,827	12,579													
達成度合 (%)	100	100													
<p>【中期目標】</p> <p>ウ 補完対策</p> <p>経営安定対策の補完対策を行う。ただし、本対策については、事業を縮減する。</p> <p>(ア) 環境対策</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための機械施設の整備等を行う。</p> <p>【中期計画】</p> <p>ウ 補完対策</p> <p>経営安定対策の補完対策を行う。ただし、本対策については、事業を縮減する。</p> <p>(ア) 環境対策</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のため、機械施設の整備等を行う。</p>	<p>ウ 補完対策</p> <p>(ア) 環境対策</p> <p>【評価指標】</p> <p>家畜排せつ物管理の適正化及び利用の促進</p> <p>リース事業による整備の進捗状況の把握に基づく所要（当面の必要額）の貸付枠の設定等による機械施設の整備の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	/	aaaaa												

評価項目	達成状況	評価	20～24																		
<p>【中期目標】 (イ) 食肉等流通対策 産地食肉センター等の施設の改善、食肉流通の合理化を図るための対策等を行う。</p> <p>【中期計画】 (イ) 食肉等流通対策 食肉流通の合理化と安全・安心な食肉供給を図るため、産地食肉センターの効率化等に必要な設備の整備、食肉卸売・小売機能の高度化を図る対策等を行う。</p>	<p>【業務実績報告の記述】 毎年度、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）を踏まえ、リース事業の進捗状況を四半期ごとに事業実施主体から徴して進捗状況を把握するとともに、年度当初に貸付枠を設定し機械施設の整備を推進した。</p> <p>（イ）食肉等流通対策</p> <p>【評価指標】 a 衛生・環境関連の施設整備計画の優先的な採択 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 食肉処理施設の整備等に係る需要調査により要望を把握し、衛生・環境関連の施設整備計画について優先的にヒアリングを行い、次のとおり採択した。</p> <table border="1" data-bbox="512 958 1241 1072"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛生・環境関連の採択件数</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>施設整備全体の採択件数</td> <td>13</td> <td>21</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	衛生・環境関連の採択件数	10	16	4	1	1	施設整備全体の採択件数	13	21	6	3	2	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																
衛生・環境関連の採択件数	10	16	4	1	1																
施設整備全体の採択件数	13	21	6	3	2																
<p>【中期目標】 (ウ) 家畜衛生対策 家畜伝染病のまん延防止のための互助活動への支援等を行う。</p> <p>【中期計画】 (ウ) 家畜衛生対策 豚コレラ等の家畜伝染病のまん延防止を図るため、畜産農家等が自ら行う互助活動の支援等により養豚農家等の衛生水準を向上させる。</p>	<p>【評価指標】〔平成23年度～24年度の評価指標〕 b 情報提供機能や価格形成機能等の強化のための指導等の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 また、事業実施主体が実施する、買参人を通じて提供すべき情報の内容や提供方法等の検討を行う委員会及び加工・量販店需要を市場購買に誘引するための検討を行う委員会に、毎年度、全て参加し、情報提供機能や価格形成機能等の強化を支援した。</p> <p>（ウ）家畜衛生対策</p> <p>【評価指標】 養豚農家等の衛生水準の向上のための指導等の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 畜産農家等が自ら行う互助活動への支援を行うことを目的とした家畜衛生互助制度について、制度の普及と事業の円滑な推進を図るため、毎年度、次のとおり全国会議及びブロック会議に参加し、指導を行った。</p>	/	///aa aaaaa																		

評価項目	達成状況					評価	20～24																		
	<table border="1" data-bbox="512 210 1241 327"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国会議への参加回数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ブロック会議への参加回数</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>					年度	20	21	22	23	24	全国会議への参加回数	2	2	3	3	2	ブロック会議への参加回数	7	7	4	4	4		
年度	20	21	22	23	24																				
全国会議への参加回数	2	2	3	3	2																				
ブロック会議への参加回数	7	7	4	4	4																				
<p>【中期目標】 (エ) その他の対策 負債整理のための資金の融通その他畜産経営安定のための補完対策を行う。</p> <p>【中期計画】 (エ) その他の対策 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営継承の円滑化を図るための長期低利の借換資金の融通、BSE発生農家等への支援、肉骨粉の適正な処分を推進して安全な肉骨粉を供給する体制の整備等を行う。</p>	<p>(エ) その他の対策</p> <p>【評価指標】 a 長期低利の借換資金の融通等に係る指導等の実施 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営継承の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等のための利子補給を実施するとともに、毎年度、指導計画に基づき現地調査を実施し、融資取扱状況等を確認した。</p> <p>b BSE発生農家等への支援</p> <p>【評価指標】 (a) BSE患畜の発生に伴う、生産農家等への支援 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 また、平成20年度のBSE患畜の発生に伴う生産農家等への支援を行うため、BSE患畜発生農家等5農家に対し、代替牛の導入に要する経費等の補助に係る交付決定を行った。なお、平成21年度以降は、BSEの発生農家が多かったため、事業を実施する必要がなかった。</p> <p>【評価指標】 (b) 畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地調査の実施 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 さらに、畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するため、毎年度、現地調査計画を作成し、これを全て実施した。</p> <table border="1" data-bbox="512 1827 1241 1906"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査実施件数（事業所）</td> <td>11</td> <td>18</td> <td>24</td> <td>17</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table>					年度	20	21	22	23	24	調査実施件数（事業所）	11	18	24	17	19	/	aaaaa						
年度	20	21	22	23	24																				
調査実施件数（事業所）	11	18	24	17	19																				
<p>【中期目標】 〔平成20年度～22年度の中期目標〕 (3) 畜産に係る補助 ② 畜産業振興事業</p>																									

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>ア 生乳の需給安定対策</p> <p>衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備、国産生乳・乳製品に対する理解の促進のための普及啓発等を行う。</p> <p>【中期計画】</p> <p>〔平成20年度～22年度の中期計画〕</p> <p>(3) 畜産に係る補助</p> <p>② 畜産業振興事業</p> <p>ア 生乳の需給安定対策</p> <p>(7) 乳業の国際競争力を強化するため、衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備を図る。</p>	<p>(3) 畜産に係る補助</p> <p>② 畜産業振興事業</p> <p>◇ア 生乳の需給安定対策</p> <p>【評価指標】〔平成20年度～22年度の評価指標〕</p> <p>衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備 分母を乳業施設の整備計画の採択件数とし、分子を乳業施設の整備件数とする。</p> <p>a : 達成度合は、90%以上であった b : 達成度合は、50%以上90%未満であった c : 達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>平成22年度において、乳業施設の整備を希望する者から整備計画を徴し、ヒアリングを実施し、衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備計画を採択した。</p> <p>平成20年度及び平成21年度は、実績なし。</p> <p>【達成度合】</p> <p>平成22年度：1件/1件＝100%</p>	/	--a//
<p>(イ) 国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のため、栄養的価値等のPR、正しい知識の普及等の普及啓発を行い、消費者等に対するアンケート調査における国産生乳・乳製品等の摂取に繋がる知識等の普及度を中期目標期間終了時まで5%以上向上させる。</p>	<p>(イ) 国産牛乳・乳製品等に係る知識等の普及度の向上</p> <p>【評価指標】〔平成20年度～22年度の評価指標〕</p> <p>a 普及啓発の実施 分母を事業実施主体のイベント等の催事の普及啓発の計画件数の合計とし、分子を実施件数の合計とする。</p> <p>a : 達成度合は、90%以上であった b : 達成度合は、50%以上90%未満であった c : 達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>毎年度、国産生乳・乳製品等に対する理解の促進を図るため、イベントの開催等により栄養的価値等のPR、正しい知識の普及啓発を次のとおり行った。</p> <p>【達成度合】</p> <p>平成20年度：38件/39件＝97% 平成21年度：66件/69件＝96%</p>	/	aa-//
	<p>【評価指標】〔平成20年度～22年度の評価指標〕</p> <p>b アンケート調査の実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>毎年度、国産生乳・乳製品等に係る知識等の普及度を測定するため、一般消費を対象にアンケート調査を実施した。</p> <p>【特記事項】</p> <p>〔国産生乳・乳製品等に係る知識等の普及度〕</p>	/	aa-//

評価項目	達成状況	評価	20～24
	平成20年度：55.9% 平成21年度：56.8% 【参考】 平成20年度の普及度55.9%を基準として、平成24年度までに5ポイント以上向上（目標値60.5%）することを24年度の目標とする。		
【中期目標】 〔平成20年度～22年度の中期目標〕 イ 肉用牛対策 畜産経営の安定化のための補てん金等の交付、肉用牛の生産基盤の安定的な発展のための改良増殖及び飼養管理技術の向上のための支援等を行う。 【中期計画】 〔平成20年度～22年度の中期計画〕 イ 肉用牛対策 (7) [移動] (イ) 肉用牛の生産基盤の安定化を図るため、改良増殖及び飼養管理技術の向上のための新技術の実用化対策を行う。	【評価指標】 〔平成20年度～22年度の評価指標〕 (イ) 生産性の向上のための実証調査等 分母を事業実施計画上の実施件数とし、分子を事業実績上の実施件数とする。 a：達成度は、90%以上であった b：達成度は、50%以上90%未満であった c：達成度は、50%未満であった 【業務実績報告の記述】 毎年度、肉用牛の生産基盤の安定を図るため、繁殖雌牛の導入、肉用牛の改良増殖の強化等の事業に対する補助を次のとおり行った。 【達成度合】 平成20年度＝18件/18件＝100% 平成21年度＝17件/17件＝100% 平成22年度＝4件/4件＝100%	/	aaa//
	【評価指標】 〔平成20年度～22年度の評価指標〕 (ウ) 畜産新技術の実用化等を図るための現地調査の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告の記述】 また、毎年度、肉用牛の生産基盤安定化を図るため、雌雄産み分けのための精子分別技術の実用化に向けた事業に対して補助を行った。 さらに、事業実施状況報告を計画的に徴収するとともに、現地調査を実施することにより、事業の進捗状況を確認した。	/	aa-//
【中期目標】 〔平成20年度～22年度の中期目標〕 ウ 飼料対策 飼料自給率の向上のための支援、ゆとりある経営のための外部化・協業化の推進等を			

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>行う。</p> <p>【中期計画】 〔平成20年度～22年度の中期計画〕</p> <p>ウ 飼料対策</p> <p>(7) 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、農業等の使用量の低減、土壌流亡の防止等環境との調和を図りつつ、高位生産草地への転換を図る。</p>	<p>◇ウ 飼料対策</p> <p>【評価指標】〔平成20年度～22年度の評価指標〕</p> <p>(7) 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減のための生産性の高い草地への転換</p> <p>分母を事業実施計画上の飼料作物の生産の振興等に係る助成面積（件数）とし、分子を事業実績上の助成面積（件数）とする。</p> <p>a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>毎年度、飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、土壌の分析・改良等による草地の改善及び草地の利用拡大の普及啓発のためのコンクール等に要する経費への補助を次のとおり行った。</p> <p>【達成度合】</p> <p>[生産性の高い草地への転換に係る面積] 平成20年度：8,613.08 ha /10,403.95ha=83% 平成21年度：6,270.14ha / 6,341.52ha=99%</p> <p>[草地畜産コンクールの実施] 平成20年度：7回/7回=100% 平成21年度：7回/7回=100%</p>	/	ba-//
<p>(イ) ゆとりある畜産経営を実現するため、コントラクター（飼料生産受託組織）を育成強化し、効率的な飼料生産の受託システムを確立する。</p>	<p>(イ) ゆとりある畜産経営の実現</p> <p>【評価指標】〔平成20年度～22年度の評価指標〕</p> <p>a 効率的な飼料生産受託システムの確立</p> <p>分母を事業実施計画上の飼料収穫作業、堆肥散布作業、耕起等作業等の各作業毎の実施件数とし、分子を事業実績上の各作業毎の実施件数とする。</p> <p>a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>毎年度、ゆとりある畜産経営を実現するため、飼料収穫作業等の各作業について、コントラクター（飼料生産等作業受託組織）が作業を実施した場合に、受託面積に応じた補助を次のとおり行った。</p> <p>【達成度合】</p> <p>平成20年度：123件/134件=92% 平成21年度：151件/156件=97% 平成22年度：165件/168件=98%</p>	/	aaa//
	<p>【評価指標】〔平成20年度～22年度の評価指標〕</p> <p>b ヘルパー制度の利用拡大</p> <p>分母を事業実施計画上のヘルパー制度の利用拡大のための研修及び表彰等の実施回数とし、分子を事業実績上の研修及び表彰の実施回数とする。</p> <p>a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>また、毎年度、ゆとりある畜産経営を実施するため、酪農ヘルパー養成のためのヘルパー研修会や優良ヘルパーの表彰の開催に対する補助を次のとおり行った。</p>	/	aaa//

評価項目	達成状況	評価	20～24
	<p>【達成度合】</p> <p>平成20年度：8回/8回=100%</p> <p>平成21年度：8回/8回=100%</p> <p>平成22年度：15回/16回=94%</p>		
<p>【中期目標】</p> <p>〔平成20年度～22年度の中期目標〕</p> <p>エ 環境対策</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための機械施設の整備等を行う。</p> <p>【中期計画】</p> <p>〔平成20年度～22年度の中期計画〕</p> <p>エ 環境対策</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のため、機械施設の整備及び民間団体等による指導を推進する。</p>	<p>エ 環境対策</p> <p>a [移動]</p> <p>【評価指標】〔平成20年度～22年度の評価指標〕</p> <p>b 民間団体等による指導の推進</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>毎年度、民間団体等による、堆肥をはじめとする家畜排せつ物の利用促進を図るための指導計画について、計画を採択するとともに、事業実施主体のヒアリングを行い、農家への指導が計画に沿って適切に行われていることを確認した。</p>	/	aaa//
<p>【中期目標】</p> <p>〔平成20年度～22年度の中期目標〕</p> <p>オ 食肉等流通対策</p> <p>産地食肉センター等の整備、国産食肉に対する理解の促進のための普及啓発等を行う。</p> <p>【中期計画】</p> <p>〔平成20年度～22年度の中期計画〕</p> <p>オ 食肉等流通対策</p> <p>(7) 国産食肉の市場競争力の確保を図るため、食肉処理施設の再編合理化、衛生水準の高いモデル的な食肉処理施設の整備等を行う。</p> <p>(イ) 国産食肉に対する理解の促進のため、栄養的価値等のPR、正しい知識の普及等の普及啓発を行い、消費者等に対するアンケート調査における畜産物に係る知識等の普及度を中期目標期間終了時まで5%以上向上させる。</p>	<p>オ 食肉等流通対策</p> <p>(7) [移動]</p> <p>(イ) 国産食肉に係る知識等の普及度の向上</p> <p>【評価指標】〔平成20年度～22年度の評価指標〕</p> <p>a 普及啓発の実施</p> <p>分母を事業実施主体のイベント等の催事の普及啓発の計画件数の合計とし、分子を実施件数の合計とする。</p> <p>a：達成度合は、90%以上であった</p> <p>b：達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>毎年度、国産食肉に対する理解の促進を図るため、行政機関等と共同で開催する食肉情報出張講座・シンポジウムを通じて栄養的価値等のPR、正し</p>	/	aaa//

評価項目	達成状況	評価	20～24																								
	<p>い知識の普及啓発を次のとおり行った。</p> <p>【達成度合】 平成20年度：47件/47件＝100% 平成21年度：25件/25件＝100% 平成22年度：15件/15件＝100%</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】〔平成20年度～22年度の評価指標〕 b アンケート調査の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 また、毎年度、消費者等対象に国産食肉に係る知識等の普及度を測定するため、アンケート調査を実施した。</p> <p>【特記事項】 国産食肉に係る知識等の普及度 平成20年度：42.5% 平成21年度：44.1% 平成22年度：45.2%</p> <p>【参考】 平成20年度の普及度42.5%を基準として、24年度までに5%以上向上（目標値47.5%）することを24年度の目標とする。</p>		20～24																								
<p>【中期目標】 (1) 畜産関係業務 ② 加工原料乳生産者補給交付金の交付 ア 生産者補給交付金については、特別な事由を除き、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 〔参考〕平成18年度実績：18業務日</p> <p>【中期計画】 (1) 畜産関係業務 ② 加工原料乳生産者補給交付金の交付 ア 生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。 〔参考〕平成18年度実績：18業務日</p>	<p>◇ (1) 畜産関係業務 ② 加工原料乳生産者補給金の交付 ア 交付業務の迅速化</p> <p>【評価指標】 (ア) 18業務日以内の交付 分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 a：達成度合は、100%以上であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 加工原料乳生産者補給交付金については、次のとおり、指定生乳生産者団体からの交付申請書を受理した日から18業務日以内に全て交付した。</p> <table border="1" data-bbox="512 1966 1241 2107"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付申請件数</td> <td>50</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>44</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>18業務日以内に交付した件数</td> <td>50</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>44</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>達成度合（%）</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	交付申請件数	50	48	48	44	49	18業務日以内に交付した件数	50	48	48	44	49	達成度合（%）	100	100	100	100	100	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																						
交付申請件数	50	48	48	44	49																						
18業務日以内に交付した件数	50	48	48	44	49																						
達成度合（%）	100	100	100	100	100																						

評価項目	達成状況	評価	20~24																								
	<p>【評価指標】</p> <p>(イ) 指定生乳生産者団体に対する指導 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 また、このため、指定生乳生産者団体に対して「事務処理の迅速化等について」の文書を発して、加工原料乳生産者補給金交付業務の円滑な事務処理について指導を行った。</p>	/	aaaaa																								
<p>【中期目標】</p> <p>イ ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した後に速やかに公表する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>イ ホームページ等において、事務手続の合理化等により、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。 [参考] 平成18年度実績：9業務日</p>	<p>イ 受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表</p> <p>【評価指標】</p> <p>(ア) 9業務日以内の公表 分母を公表回数とし、分子を9業務日以内に公表した回数とする。 a : 達成度合は、100%以上であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表については、次のとおり全て9業務日以内に公表した。</p> <table border="1" data-bbox="512 1178 1241 1335"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公表回数</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>9業務日以内に公表した回数</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>達成度合 (%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	公表回数	12	12	12	12	12	9業務日以内に公表した回数	12	12	12	12	12	達成度合 (%)	100	100	100	100	100	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																						
公表回数	12	12	12	12	12																						
9業務日以内に公表した回数	12	12	12	12	12																						
達成度合 (%)	100	100	100	100	100																						
	<p>【評価指標】</p> <p>(イ) 都道府県及び指定生乳生産者団体との連携 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 また、このため、都道府県及び指定生乳生産者団体に対して「事務処理の迅速化等について」の文書を発して、都道府県及び指定生乳生産者団体との相互連絡等について指導を行った。</p>	/	aaaaa																								
<p>【中期目標】</p> <p>(1) 畜産関係業務</p> <p>③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>ア 生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。</p>																											

評価項目	達成状況	評価	20～24																								
<p>[参考]平成18年度実績:14業務日</p> <p>【中期計画】</p> <p>(1) 畜産関係業務</p> <p>③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>ア 交付業務の迅速化</p> <p>生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。</p> <p>[参考]平成18年度実績:14業務日</p>	<p>(1) 畜産関係業務</p> <p>③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>ア 交付業務の迅速化</p> <p>【評価指標】</p> <p>(ア) 14業務日以内の交付</p> <p>分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数と生産者積立助成金を交付した回数の合計回数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付を完了した回数とする。</p> <p>a:達成度合は、100%以上であった</p> <p>b:達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c:達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>生産者補給交付金等については、次のとおり、指定協会からの交付申請書を受理した日から14業務日以内に全て交付した。</p> <table border="1" data-bbox="512 880 1241 1032"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付申請回数</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>14業務日以内に交付した回数</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>達成度合(%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	交付申請回数	8	8	8	8	8	14業務日以内に交付した回数	8	8	8	8	8	達成度合(%)	100	100	100	100	100	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																						
交付申請回数	8	8	8	8	8																						
14業務日以内に交付した回数	8	8	8	8	8																						
達成度合(%)	100	100	100	100	100																						
<p>【中期目標】</p> <p>イ ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付が終了した後に速やかに公表する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>イ 交付状況に係る情報の公表</p> <p>ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に公表する。</p> <p>また、生産者に対して生産者補給金等交付通知書(葉書)</p>	<p>イ 交付状況に係る情報の公表</p> <p>【評価指標】</p> <p>(ア) 5業務日以内の公表</p> <p>分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。</p> <p>a:達成度合は、100%以上であった</p> <p>b:達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c:達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>全指定協会に対する生産者補給交付金の交付実績の公表については、次のとおり全て5業務日以内に公表した。</p> <p>また、指定協会に対し、事務処理の適正実施を図るため、毎年度、全国会</p>	/	aaaaa																								

評価項目	達成状況	評価	20～24																								
<p>を送付すること等により、情報提供の質の向上を図る。</p>	<p>議を開催し事務処理上の重要事項を周知徹底した。</p> <table border="1" data-bbox="512 241 1241 398"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績の公表回数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>5業務日以内に公表した回数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>達成度合(%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【評価指標】</p> <p>(イ) 生産者補給金交付通知書(葉書)の活用</p> <p>a: 取り組みは十分であった</p> <p>b: 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c: 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>また、肉用子牛生産者補給金制度の適切な運用に資するため、生産者補給金交付通知書(葉書)の裏面を活用し、肉用子牛生産者に対し、肉用子牛個体登録の期限厳守等の呼びかけを行った。</p> <p>なお、平成23年度においては、東日本大震災の発生への対応として、交付金通知書(葉書)を活用し、生産者負担金の納付期限延長措置や販売保留の速やかな報告について周知を行った。</p>	年度	20	21	22	23	24	交付実績の公表回数	4	4	4	4	4	5業務日以内に公表した回数	4	4	4	4	4	達成度合(%)	100	100	100	100	100	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																						
交付実績の公表回数	4	4	4	4	4																						
5業務日以内に公表した回数	4	4	4	4	4																						
達成度合(%)	100	100	100	100	100																						
<p>【中期目標】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>野菜については、基本計画に掲げる農業・農村の6次産業化の推進、消費者ニーズに即した商品の安定的な供給、経営安定の確保等に資するとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」における資金の保有率の低減等に対応しつつ、これらの対策の推進に不可欠なセーフティネット機能を有する野菜の価格安定に係る業務等を以下のとおり実施する。</p> <p>① 指定野菜価格安定対策事業</p> <p>指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>野菜については、基本計画に掲げる農業・農村の6次産業化の推進、消費者ニーズに即した商品の安定的な供給、経営安定の確保等に資するとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」における資金の保有率の低減</p>	<p>(2) 野菜関係業務</p>																										

評価項目	達成状況	評価	20～24																								
<p>等に対応しつつ、これらの対策の推進に係る不可欠なセーフティネット機能を有する野菜の価格安定に係る業務等を以下のとおり実施する。</p> <p>① 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の合理化を図ることにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p> <p>【中期目標】 また、同事業に係る指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定を農林水産省から機構に移管し、適正な業務運営を図る。 〔参考〕平成18年度実績：12業務日</p> <p>【中期計画】 また、農林水産省から機構に移管された同事業に係る指</p>	<p>① 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付申請を受理した日から11業務日以内の交付</p> <p>【評価指標】 ア 生産者補給交付金等の11業務日以内の交付 分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。 a：達成度合は、100%以上であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付申請については、次のとおり全て受理した日から11業務日以内に交付した。</p> <table border="1" data-bbox="485 880 1337 1032"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付申請の総件数</td> <td>1,430</td> <td>1,504</td> <td>894</td> <td>1,421</td> <td>955</td> </tr> <tr> <td>11業務日以内に交付した件数</td> <td>1,430</td> <td>1,504</td> <td>894</td> <td>1,421</td> <td>955</td> </tr> <tr> <td>達成度合（%）</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】指定野菜 消費量が相対的に多く、又は多くなることが見込まれる野菜であって、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するもの。現在、キャベツ、だいこん、たまねぎ等の14種類の野菜が指定されている。</p>	年度	20	21	22	23	24	交付申請の総件数	1,430	1,504	894	1,421	955	11業務日以内に交付した件数	1,430	1,504	894	1,421	955	達成度合（%）	100	100	100	100	100	/	aaaaa
	年度	20	21	22	23	24																					
	交付申請の総件数	1,430	1,504	894	1,421	955																					
11業務日以内に交付した件数	1,430	1,504	894	1,421	955																						
達成度合（%）	100	100	100	100	100																						
<p>【評価指標】 イ 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 また、毎年度、機構主催のブロック会議等及び県、県連又は野菜価格安定法人主催の野菜価格安定事業担当者研修会等（以下「機構主催の会議等」という。）並びに機構の現地実態調査における現地指導において、登録出荷団体等に対して早期の交付申請及び生産者への迅速な交付について指導した。</p>	/	aaaaa																									
<p>【評価指標】 ② 指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定の円滑かつ適正な実施</p>	/	aaaaa																									

評価項目	達成状況	評価	20~24																								
<p>定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定業務を適切に実施する。 〔参考〕平成18年度実績：12業務日</p>	<p>a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 乖離度の認定業務については、次のとおり全て3業務日以内に業務区分ごとに関係団体等に通知した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>1,544</td> <td>2,436</td> <td>2,042</td> <td>2,312</td> <td>2,321</td> </tr> <tr> <td>3業務日以内の通知件数</td> <td>1,544</td> <td>2,436</td> <td>2,042</td> <td>2,312</td> <td>2,321</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	認定件数	1,544	2,436	2,042	2,312	2,321	3業務日以内の通知件数	1,544	2,436	2,042	2,312	2,321								
年度	20	21	22	23	24																						
認定件数	1,544	2,436	2,042	2,312	2,321																						
3業務日以内の通知件数	1,544	2,436	2,042	2,312	2,321																						
<p>【中期目標】 ② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。 【中期計画】 ② 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の合理化を図ることにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。 〔参考〕平成18年度実績：24業務日</p>	<p>③ 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付申請を受理した日から22業務日以内の交付</p> <p>【評価指標】 ア 生産者補給交付金等の22業務日以内の交付 a：達成度合は、100%以上であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付申請については、次のとおり全て受理した日から22業務日以内に交付した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付申請の総件数</td> <td>9</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>18</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>22業務日以内に交付した件数</td> <td>9</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>18</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>達成度合(%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	交付申請の総件数	9	16	11	18	24	22業務日以内に交付した件数	9	16	11	18	24	達成度合(%)	100	100	100	100	100	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																						
交付申請の総件数	9	16	11	18	24																						
22業務日以内に交付した件数	9	16	11	18	24																						
達成度合(%)	100	100	100	100	100																						
	<p>【評価指標】 イ 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 また、毎年度、機構主催の会議等において、登録出荷団体等に対して早期の交付申請及び生産者への迅速な交付について指導した。</p>	/	aaaaa																								
	<p>【評価指標】 ウ 契約取引の拡大に向けた取組 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった</p>	/	aaaaa																								

評価項目	達成状況	評価	20～24
	<p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>契約取引の拡大に向け、毎年度、全国規模の交流会及び現地交流会を開催した。</p> <p>平成20年度から22年度までにおいては、農林水産省と共催で「国産野菜の生産・利用拡大優良事業者表彰事業」に係る表彰を行い、加工・業務用向け国産野菜の生産拡大に向け、産地と実需者等との連携の優れた取組を表彰した。</p>		
	<p>【評価指標】</p> <p>エ 登録出荷団体等の研修会等を通じた制度の普及</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>さらに、制度の普及を図るため、毎年度、機構主催の会議等において、制度の説明を行った。また、平成22年度から契約事業等の普及等を行うため、登録出荷団体及び大規模生産者等にPR文書を送付した。</p>	/	aaaaa
<p>【中期目標】</p> <p>また、契約取引の実態を踏まえ、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援を行う。</p> <p>【中期計画】</p> <p>また、契約取引の実態を踏まえ、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援を行う。</p>	<p>【評価指標】〔平成23年度～24年度の評価指標〕</p> <p>オ 各種会議等での指導及び現地指導の実施による制度改正内容の周知徹底</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>リレー出荷に取り組む生産者への支援を確実に行うため、機構主催の会議等に加え、個別説明、法人協会等を通じたパンフレットの配布、技術普及員あてのメールマガジンの配信等により、制度改正の内容の周知を図った。</p>	/	///aa
<p>【中期目標】</p> <p>③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業</p> <p>①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p> <p>〔参考〕平成18年度実績：12業務日</p> <p>【中期計画】</p> <p>③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業</p> <p>①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安</p>	<p>④ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 助成金の11業務日以内の交付</p> <p>分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目ごとの交付申請の総件数と</p>	/	aaaaa

評価項目	達成状況	評価	20~24																								
<p>定法人が行う業務に係る助成金については、事務処理の合理化を図ることにより、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。 〔参考〕平成18年度実績：12業務日</p>	<p>し、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る助成金については、次のとおり全て受理した日から11業務日以内に交付した。</p> <table border="1" data-bbox="496 472 1319 629"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付申請の総件数</td> <td>1,075</td> <td>1,152</td> <td>828</td> <td>980</td> <td>763</td> </tr> <tr> <td>11業務日以内に交付した件数</td> <td>1,075</td> <td>1,152</td> <td>828</td> <td>980</td> <td>763</td> </tr> <tr> <td>達成度合（%）</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	交付申請の総件数	1,075	1,152	828	980	763	11業務日以内に交付した件数	1,075	1,152	828	980	763	達成度合（%）	100	100	100	100	100		
年度	20	21	22	23	24																						
交付申請の総件数	1,075	1,152	828	980	763																						
11業務日以内に交付した件数	1,075	1,152	828	980	763																						
達成度合（%）	100	100	100	100	100																						
<p>【中期目標】</p> <p>④ 野菜農業振興事業</p> <p>野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施するものとする。</p> <p>【中期計画】</p> <p>④ 野菜農業振興事業</p> <p>野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施するものとする。</p>	<p>【評価指標】 イ 都道府県の野菜価格安定法人による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 また、毎年度、機構主催の会議等において、野菜価格安定法人に対して、早期の交付申請及び生産者への迅速な交付について指導した。</p>	/	aaaaa																								
	<p>⑤ 野菜農業振興事業</p> <p>【評価指標】〔平成23年度～24年度の評価指標〕</p> <p>ア 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う。)</p> <p>【業務実績報告の記述】 該当する事業がなかったため、実施しなかった。</p>	/	///--																								

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>【中期目標】 また、契約取引の実態を踏まえ、野菜の価格・数量変動へ対応したモデル事業を実施する。</p> <p>なお、今中期目標期間におけるモデル事業の実施状況を踏まえて制度化を行う際には、契約指定野菜安定供給事業の実施を取りやめるものとする。</p> <p>【中期計画】 また、契約取引の実態を踏まえ、野菜の価格・数量変動へ対応したモデル事業を実施する。</p> <p>なお、今中期目標期間におけるモデル事業の実施状況を踏まえて制度化を行う際には、契約指定野菜安定供給事業の実施を取りやめるものとする。</p>	<p>【評価指標】〔平成23年度～24年度の評価指標〕</p> <p>イ 契約取引の実態を踏まえ、野菜の価格・数量変動へ対応したモデル事業の実施</p> <p>a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う。)</p> <p>【業務実績報告の記述】 契約取引の実態を踏まえ、野菜の価格・数量変動へ対応したモデル事業（契約野菜収入確保モデル事業）の積極的なPRに努め、次のとおり採択した。 平成23年度：21事業実施主体（28契約） 平成24年度：24事業実施主体（33契約） 平成23年度事業の効果及び課題を検証し、引き続きモデル事業として25年度以降も実施することとした上で、この検証結果を25年度からの事業内容の基礎とした。</p>	/	///aa
<p>【中期目標】</p> <p>⑤ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、透明性を確保する観点から、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。</p> <p>〔参考〕平成18年度実績：年12回</p> <p>【中期計画】</p> <p>⑤ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、透明性を確保する観点から、事務処理体制の整備等により、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。</p> <p>〔参考〕平成18年度実績：年12回</p>	<p>⑥ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額を原則として毎月、ホームページにおいて公表する。</p> <p>分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%以上であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額について、毎月、交付金額等をホームページで公表した。</p>	/	aaaaa

評価項目	達成状況					評価	20~24
	年度	20	21	22	23		
	公表した月数	12	12	12	12	12	
	達成度合(%)	100	100	100	100	100	
	<p>【評価指標】</p> <p>イ 指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページにおいて公表する。</p> <p>分母を算定対象旬又は月の数とし、分子を上記のとおり公表した旬又は月の数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>また、対象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページで公表した。</p>					/	aaaaa
	公表した月数	11	11	11	11	11	
	達成度合(%)	100	100	100	100	100	
<p>【中期目標】</p> <p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>砂糖については、基本計画を踏まえ、意欲ある多様な農業者による甘味資源作物の需要に即した生産を促進し、その農業所得の確保や国内産糖製造事業の経営の安定等に資するよう、また、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）に基づく糖価調整制度の趣旨、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22年9月農林水産省公表）及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等に基づく、負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の糖価調整制度の収支改善に向けた取組を踏まえ、甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対する交付金の交付業務等を以下のとおり実施する。</p> <p>① 甘味資源作物交付金の交付</p> <p>甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者</p>							

評価項目	達成状況	評価	20～24																								
<p>からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>糖価調整制度の収支改善に向けた取組を踏まえ、甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対する交付金の交付業務等を以下のとおり実施するものとする。</p> <p>① 甘味資源作物交付金の交付</p> <p>甘味資源作物交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p>	<p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 甘味資源作物交付金の交付業務の迅速化</p> <p>8業務日以内の交付</p> <p>分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>甘味資源作物交付金については、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から次のとおり全て8業務日以内に交付した。</p> <table border="1" data-bbox="512 801 1278 958"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概算払請求件数</td> <td>250</td> <td>212</td> <td>216</td> <td>165</td> <td>164</td> </tr> <tr> <td>8業務日以内に交付した件数</td> <td>250</td> <td>212</td> <td>216</td> <td>165</td> <td>164</td> </tr> <tr> <td>達成度合 (%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	概算払請求件数	250	212	216	165	164	8業務日以内に交付した件数	250	212	216	165	164	達成度合 (%)	100	100	100	100	100	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																						
概算払請求件数	250	212	216	165	164																						
8業務日以内に交付した件数	250	212	216	165	164																						
達成度合 (%)	100	100	100	100	100																						
<p>【中期目標】</p> <p>② 国内産糖交付金の交付</p> <p>国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>[参考]平成18年度実績:18業務日</p> <p>【中期計画】</p> <p>② 国内産糖交付金の交付</p> <p>国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>[参考]平成18年度実績:18業務日</p>	<p>【評価指標】</p> <p>② 国内産糖交付金の交付業務の迅速化</p> <p>18業務日以内の交付</p> <p>分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しゃ糖、沖縄県産甘しゃ糖の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から、次のとおり全て18業務日以内に交付金を交付した。</p> <table border="1" data-bbox="512 1890 1278 2047"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付申請件数</td> <td>196</td> <td>193</td> <td>195</td> <td>139</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>18業務日以内に交付した件数</td> <td>196</td> <td>193</td> <td>195</td> <td>139</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>達成度合 (%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	交付申請件数	196	193	195	139	151	18業務日以内に交付した件数	196	193	195	139	151	達成度合 (%)	100	100	100	100	100	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																						
交付申請件数	196	193	195	139	151																						
18業務日以内に交付した件数	196	193	195	139	151																						
達成度合 (%)	100	100	100	100	100																						

評価項目	達成状況	評価	20～24								
<p>【中期目標】</p> <p>③ 砂糖に係る補助 砂糖に係る補助事業は、平成18年度限りで廃止されたが、既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップを適切に行うとともに、その実績について引き続き適切な評価を実施するものとする。</p> <p>【中期計画】</p> <p>③ 砂糖に係る補助 砂糖に係る補助事業は、平成18年度限りで廃止されたが、以下の事業について、既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップを適切に行うとともに、その実績について引き続き適切な評価を実施する。</p> <p>ア てん菜の生産構造の改革を進めるための事業 てん菜について、生産コストの低減を図りつつ、計画的な生産に向けた取組を強化するため、直播の導入による省力化の推進、需要に応じた計画的生産の推進及び省力化・低コスト化を推進する技術開発等を行う。〔平成18年度に造成した基金の取崩期間は、平成21年度まで〕</p>	<p>【評価指標】〔平成22年度～24年度の評価指標〕</p> <p>ア てん菜の生産構造の改革を進めるための事業 既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップの実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 てん菜の生産構造の改革を進めるための事業については、地方事務所と連携を図り、調査対象事業の選定（共同利用機械導入事業の全自動ビート移植機の導入）を行うとともに、次のとおり現地調査を実施し、管理状況については適切に維持・管理されていたこと、また、利用状況においても移植時期が限られているなかで移植スピードも向上し作業時間の軽減が図られ導入効果があったことを確認した。</p> <table border="1" data-bbox="512 1361 1031 1440"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査地区数</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	年度	22	23	24	調査地区数	6	4	5	/	//aaa
年度	22	23	24								
調査地区数	6	4	5								
	<p>【評価指標】〔平成20年度～21年度の評価指標〕</p> <p>ア 直播の導入による省力化の推進 分母を農業機械の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 直播の導入による省力化を図るため、てん菜生産構造改革特別基金事業により、次のとおり作業機械の導入を図った。</p> <p>【達成度合】 平成20年度：87台/87台＝100% 平成21年度：51台/51台＝100%</p>	/	aa///								
	<p>【評価指標】〔平成20年度～21年度の評価指標〕</p> <p>イ 需要に応じた計画的生産の推進</p>	/	a-///								

評価項目	達成状況	評価	20～24
	<p>分母を早期出荷の事業計画上の出荷数とし、分子を事業実績上の出荷数とする。</p> <p>a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 需要に応じた計画的生産を図るため、てん菜生産構造改革特別基金事業により、次のとおり早期出荷の推進を図った。</p> <p>【達成度合】 平成20年度：4,683t/4,683t=100%</p>		
	<p>【評価指標】〔平成20年度～21年度の評価指標〕 ウ 省力化・低コスト化を推進する技術開発のための共同育苗施設の整備事業</p> <p>分母を共同育苗施設の事業計画上の数とし、分子を事業実績上の整備数とする。</p> <p>a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 省力化・低コスト化を図るため、てん菜生産構造改革特別基金事業により、次のとおり育成ハウスの導入を図った。</p> <p>【達成度合】 平成20年度：5件 / 5件=100% 平成21年度：241件/241件=100%</p>	/	aa///
	<p>【評価指標】〔平成20年度～21年度の評価指標〕 エ 省力化・低コスト化を推進する技術開発のための共同利用機械の導入</p> <p>分母を共同利用機械の事業計画上の数とし、分子を事業実績上の導入数とする。</p> <p>a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 省力化・低コスト化を図るため、てん菜生産構造改革特別基金事業により、次のとおり共同利用機械の導入を図った。</p> <p>【達成度合】 平成20年度：83件/83件=100% 平成21年度：230件/231件=99%</p>	/	aa///
<p>【中期計画】 イ さとうきび増産プロジェクトを踏まえた事業 「さとうきび増産プロジェクト基本方針」を踏まえ、さとうきびの増産に向けて、担い手の育成等の経営基盤の強化、余剰バガスの還元等の生産基盤の強化及び地域に適應した新品種への転換等の生産技術対策を推進する。〔平成18年度に造成した基金の取崩</p>	<p>【評価指標】〔平成22年度～24年度の評価指標〕 イ さとうきび増産プロジェクトを踏まえた事業 既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップの実施</p> <p>a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 さとうきび増産プロジェクトを踏まえた事業については、地方事務所と連携を図り、調査対象事業の選定（機械化推進事業の株揃機及び株出管理機の導入）を行うとともに、次のとおり現地調査を実施し、管理状況については適切に維持・管理されていたこと、また、利用状況においても、さとうきび</p>	/	//aaa

評価項目	達成状況	評価	20～24								
期間は平成21年度まで]	収穫後の作業が短時間で終わるなど作業時間の軽減が図られ導入効果があったことを確認した。 <table border="1" data-bbox="513 356 1032 434"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査地区数</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	年度	22	23	24	調査地区数	8	7	7		
年度	22	23	24								
調査地区数	8	7	7								
	② さとうきび増産プロジェクトを踏まえた事業 【評価指標】〔平成20年度～21年度の評価指標〕 ア 担い手育成等の経営基盤の強化 分母を事業計画上の農地集積面積及び農地再整備面積とし、分子を事業実績上の農地集積面積及び農地再整備面積とする。 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった 【業務実績報告の記述】 さとうきびの増産に向けて、さとうきび増産プロジェクト基金事業により、次の耕地面積の整備を図った。 【達成度合】 平成20年度：4,367a/4,367a=100% 平成21年度：1,810a/1,810a=100%	/	aa///								
	【評価指標】〔平成20年度～21年度の評価指標〕 イ 機械化の導入 分母を農業機械の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった 【業務実績報告の記述】 さとうきびの増産に向けて、さとうきび増産プロジェクト基金事業により、次のとおり農業機械の整備を図った。 【達成度合】 平成20年度：79台/85台=93% 平成21年度：81台/81台=100%	/	aa///								
	【評価指標】〔平成20年度～21年度の評価指標〕 ウ 地力増進等の生産基盤強化における地力増進事業 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告の記述】 さとうきびの増産に向けて、さとうきび増産プロジェクト基金事業により、次のとおり農業機械の整備等を図った。 (平成20年度) 事業実施計画上の堆肥面積37,496aに対し、実績は38,076a及び土壤改良機械等10台に対し、実績は9台 (平成21年度) 事業実施計画上の堆肥散布面積2,100aに対し、実績は2,323a、深耕・心土破碎面積8,170aに対し、実績は8,874a及び土壤改良機械等5台に対し、実績は5台	/	aa///								

評価項目	達成状況	評価	20～24																								
	<p>【評価指標】〔平成20年度～21年度の評価指標〕</p> <p>エ 地力増進等の生産基盤強化における自然災害対策事業</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>さとうきびの増産に向けて、さとうきび増産プロジェクト基金事業により、次のとおり農業機械の整備等を図った。</p> <p>(平成20年度)</p> <p>事業実施計画上の簡易水源50箇所に対し、実績は50箇所</p> <p>(平成21年度)</p> <p>事業実施計画上の簡易水源1,600 a に対し、実績は1,600 a</p>	/	aa///																								
	<p>【評価指標】〔平成20年度～21年度の評価指標〕</p> <p>オ 優良品種種苗への転換</p> <p>分母を事業計画上の優良苗の導入数とし、分子を事業実績上の優良苗の導入数とする。</p> <p>a : 達成度合は、90%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>さとうきびの増産に向けて、さとうきび増産プロジェクト基金事業により、次のとおり優良種苗等の採苗圃場等の整備を図った。</p> <p>【達成度合】</p> <p>平成20年度：導入面積223a/223a=100%</p> <p>平成21年度：優良品種種苗11万本/11万本=100%</p>	/	aa///																								
<p>④ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、事務手続の合理化等により、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p> <p>〔参考〕平成18年度実績：翌月の20日</p>	<p>【評価指標】</p> <p>④ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表</p> <p>翌月の15日までの公表</p> <p>分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を次のとおり全て翌月の15日までに、ホームページで公表した。</p> <table border="1" data-bbox="512 1632 1246 1792"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公表件数</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>翌月15日までに公表した件数</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>達成度合 (%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	公表件数	12	12	12	12	12	翌月15日までに公表した件数	12	12	12	12	12	達成度合 (%)	100	100	100	100	100	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																						
公表件数	12	12	12	12	12																						
翌月15日までに公表した件数	12	12	12	12	12																						
達成度合 (%)	100	100	100	100	100																						
<p>【中期目標】</p> <p>(4) でん粉関係業務</p> <p>① でん粉原料用いも交付金の交付</p> <p>でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求に</p>																											

評価項目	達成状況	評価	20～24																																																
<p>において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>(4) でん粉関係業務</p> <p>① でん粉原料用いも交付金の交付</p> <p>でん粉原料用いも交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>【中期目標】</p> <p>② 国内産いもでん粉交付金の交付</p> <p>国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>② 国内産いもでん粉交付金の交付</p> <p>国内産いもでん粉交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>(4) でん粉関係業務</p> <p>【評価指標】</p> <p>① でん粉原料用いも交付金交付業務の迅速化</p> <p>8業務日以内の交付</p> <p>分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>でん粉原料用いも交付金については、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から、次のとおり全て8業務日以内に交付金を交付した。</p> <table border="1" data-bbox="512 880 1278 1032"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概算払請求件数</td> <td>114</td> <td>113</td> <td>114</td> <td>93</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>8業務日以内に交付した件数</td> <td>114</td> <td>113</td> <td>114</td> <td>93</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>達成度合(%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【評価指標】</p> <p>② 国内産いもでん粉交付金交付業務の迅速化</p> <p>18業務日以内の交付</p> <p>分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から、次のとおり全て18業務日以内に交付金を交付した。</p> <table border="1" data-bbox="512 1890 1278 2042"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付申請件数</td> <td>55</td> <td>71</td> <td>69</td> <td>65</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>18業務日以内に交付した件数</td> <td>55</td> <td>71</td> <td>69</td> <td>65</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>達成度合(%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	概算払請求件数	114	113	114	93	87	8業務日以内に交付した件数	114	113	114	93	87	達成度合(%)	100	100	100	100	100	年度	20	21	22	23	24	交付申請件数	55	71	69	65	65	18業務日以内に交付した件数	55	71	69	65	65	達成度合(%)	100	100	100	100	100	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																																														
概算払請求件数	114	113	114	93	87																																														
8業務日以内に交付した件数	114	113	114	93	87																																														
達成度合(%)	100	100	100	100	100																																														
年度	20	21	22	23	24																																														
交付申請件数	55	71	69	65	65																																														
18業務日以内に交付した件数	55	71	69	65	65																																														
達成度合(%)	100	100	100	100	100																																														
		/	aaaaa																																																

評価項目	達成状況	評価	20~24																								
<p>【中期目標】</p> <p>③ ホームページによる業務内容等の公表 ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>③ ホームページによる業務内容等の公表 ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>③ ホームページによる業務内容等の公表 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 翌月の15日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量の公表を、次のとおり翌月の15日までにホームページで公表した。</p> <table border="1" data-bbox="512 656 1246 813"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公表件数</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>翌月15日までに公表した件数</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>達成度合 (%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	公表件数	12	12	12	12	12	翌月15日までに公表した件数	12	12	12	12	12	達成度合 (%)	100	100	100	100	100	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																						
公表件数	12	12	12	12	12																						
翌月15日までに公表した件数	12	12	12	12	12																						
達成度合 (%)	100	100	100	100	100																						
<p>〔平成20年度～22年度の中期目標〕</p> <p>(2) 焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業の実施 でん粉原料用に緊急的に用途転換した焼酎原料用かんしょを買い入れたでん粉製造事業者に対し、かんしょの買入れ及びでん粉製造に要する経費に相当する交付金を交付する事業を、平成20年度中に実施する。</p> <p>〔平成20年度～21年度の中期計画〕</p> <p>(2) 焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業の実施 でん粉原料用に緊急的に用途転換した焼酎原料用かんしょを買い入れたでん粉製造事業者に対し、かんしょの買入れ及びでん粉製造に要する経費に相当する交付金を交付する事業を、平成20年度中に実施する。</p>	<p>◇(2) 焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業</p> <p>【評価指標】〔平成20年度～21年度の評価指標〕</p> <p>①焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業の迅速化【20年度のみ】 18業務日以内の交付 分母を交付申請があったかんしょの買入れ及びでん粉製造に要する経費に相当する交付金の申請の総件数とし、分子を18業務日以内に交付を完了した件数の合計とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業の実施については、交付申請があった27件すべての申請について、18業務日以内に交付金を交付した。</p> <p>【達成度合】 平成20年度：27件/27件=100%</p> <p>【評価指標】</p> <p>②焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業の交付決定数量の公表【20年度のみ】</p>	/	a-///																								

評価項目	達成状況	評価	20~24
	翌月の15日までの公表 a : 公表した c : 公表しなかった 【業務実績報告の記述】 焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業の交付決定数量の公表については、 翌月の15日までに実施した。		

評価項目	達成状況	評価	20～24																		
第2-2 需給調整・価格安定対策	○ 需給調整・価格安定対策 【評価結果】 指標の総数：85 評価aの指標数：83×2点=166点 評価bの指標数：2×1点=2点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 168点 (168/170=99%)	A	/////																		
【中期目標】 (1) 畜産関係業務 畜産については、国の政策目標である基本計画に掲げる国民の健全で安定的な食生活の維持・確保、フードチェーンの適切な機能の発揮、総合的な食料安全確保の確立等に資するよう、畜産物の価格安定に係る業務、畜産に係る補助事業等を以下のとおり実施する。 ① 指定食肉の売買 指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。 【中期計画】 (1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の需給動向を定期的に把握するとともに、ホームページ等においてその情報を公表する。また、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。	◇ (1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 【評価指標】 ア 指定食肉の需給動向を毎月、公表する。 分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった 【業務実績報告の記述】 毎年度、指定食肉の価格安定を図るため、日々の卸売価格、機構が行う各種調査の結果を取りまとめ、毎日、週単位、月単位でホームページに公表するとともに牛肉及び豚肉の需給動向に関する情報を情報誌に掲載した。 また、平成23年度から需給予測を毎月、ホームページで公表するとともに、毎年度、予測と実績の乖離の状況等について分析の上、ホームページに公表した。 <table border="1" data-bbox="547 1787 1238 1906"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公表した月数</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>達成度合 (%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	公表した月数	12	12	12	12	12	達成度合 (%)	100	100	100	100	100	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																
公表した月数	12	12	12	12	12																
達成度合 (%)	100	100	100	100	100																
	【評価指標】 イ 30業務日以内の買入れ又は売渡しの実施 分母を指定食肉の買入れ又は売渡しの実施回数とし、分子を当該買入れ又は売渡しを決定した日から30業務日以内に買入れ又は売渡しを	/	-----																		

評価項目	達成状況	評価	20～24
	<p>実施した回数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>(実施した年度のみ評価を行う)</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>なお、中期目標期間中、指定食肉の買入れ・売渡しを実施しなかった。</p>		
<p>【中期目標】</p> <p>② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助</p> <p>畜産物の価格安定を図るため、国が保管計画の認定を行った場合は、認定した日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。</p> <p>【中期計画】</p> <p>② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助</p> <p>畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を定期的に把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。</p> <p>[参考]平成4年度実績：16業務日</p>	<p>② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 畜産物の需給動向の把握</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>畜産物の価格安定を図るため、牛肉、豚肉、鶏卵については日々の卸売価格を、また、乳製品は毎月の大口需要者価格を、それぞれ確認・把握し、需給動向を分析した。</p>	/	aaaaa
	<p>【評価指標】</p> <p>② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助</p> <p>イ 14業務日以内の調整保管の開始</p> <p>分母を国が保管計画の認定を行った回数とし、分子を当該保管計画の認定日から14業務日以内に調整保管の交付決定を行った回数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>(実施した年度のみ評価を行う)</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>なお、畜産物の価格安定に関する法律に基づく、生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業については実施されなかった。</p>	/	-----
<p>【中期目標】</p> <p>③ 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等の輸入を行うときには、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては、80日以内）に売渡しを行う。</p> <p>[参考]平成9年度実績：57日(大</p>			

評価項目	達成状況	評価	20~24
<p>洋州産以外のは、84日)</p> <p>【中期計画】</p> <p>③ 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等の輸入を行うときには、事務処理の迅速化、輸入業務関係者に対する指導の強化等により、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に売渡しを行う。 [参考]平成9年度実績:57日(大洋州産以外のは84日)</p>	<p>【評価指標】</p> <p>③ 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>ア 価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合の指定乳製品等の輸入及び売渡し</p> <p>(ア) 農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）の売渡しの実施</p> <p>分母を農林水産大臣の輸入承認に係る輸入の実施回数とし、分子を当該輸入に係る乳製品を50日以内(大洋州産以外のものについては80日以内)に売渡入札に付した回数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>(実施した年度のみ評価を行う)</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合の指定乳製品等の輸入及び売渡しについては、次のとおり実施した。</p> <p>(平成20年度)</p> <p>指定乳製品等の輸入及び売渡し件数：73件</p> <p>農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）の売渡し件数：67件</p> <p>達成度合：92%</p> <p>なお、6件については、品質規格条件違反による再輸入等の理由により、50日又は80日以内に売渡入札に付すことが出来なかった。</p> <p>(平成21年度、平成22年度)</p> <p>指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれのある状況に至らなかったため、輸入・売渡しは実施しなかった。</p> <p>(平成23年度)</p> <p>指定乳製品等の輸入及び売渡し件数：29件</p> <p>農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）の売渡し件数：24件</p> <p>達成度合：83%</p> <p>なお、船舶の輸送状況及び乳製品の国際的な需給が厳しい状況であったことを勘案し、必要量を確実に確保するために、農林水産省と協議のうえ、やむを得ず、大洋州産の売渡しについては「農林水産大臣が輸入を承認した日から80日以内」とすることとした。</p> <p>(平成24年度)</p> <p>指定乳製品等の輸入及び売渡し件数：62件</p> <p>農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）の売渡し件数：62件</p> <p>達成度合：100%</p> <hr/> <p>【評価指標】</p> <p>(イ) 指定商社に対する説明・指導</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>また、毎年度、輸入業務の委託先となる指定商社を参集し、迅速な輸入手続き等に関する説明・指導の会議を開催した。</p>	/	b--ba
	<p>【評価指標】</p> <p>(イ) 指定商社に対する説明・指導</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>また、毎年度、輸入業務の委託先となる指定商社を参集し、迅速な輸入手続き等に関する説明・指導の会議を開催した。</p>	/	aaaaa

評価項目	達成状況	評価	20~24																																																							
	<p>【評価指標】</p> <p>(ウ) 指定倉庫に対する説明・指導</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>さらに、毎年度、輸入指定乳製品等の寄託先となる指定倉庫を参集し、万全な荷扱い等に関する説明・指導の会議を開催した。</p>	/	aaaaa																																																							
<p>【中期目標】</p> <p>イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p> <p>【中期計画】</p> <p>イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を確実に輸入する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>イ 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入手当て分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>国家貿易機関として、毎年度、国際約束に従って国が定めて機構に通知する数量の全量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入契約を締結した。</p> <p style="text-align: right;">(単位:トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通知数量</td> <td>137,202</td> <td>137,202</td> <td>137,202</td> <td>137,202</td> <td>137,202</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">輸入入札に付した数量</td> <td>バター</td> <td>8,625</td> <td>1,668</td> <td>4,231</td> <td>7,459</td> <td>7,459</td> </tr> <tr> <td>脱脂粉乳</td> <td>-</td> <td>7,856</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ホエイ・調製ホエイ</td> <td>4,500</td> <td>8,441</td> <td>7,258</td> <td>4,500</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>デイリースプレッド</td> <td>-</td> <td>505</td> <td>1,565</td> <td>800</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>バターオイル</td> <td>-</td> <td>116</td> <td>1,065.9</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>全乳換算</td> <td>137,212</td> <td>137,204</td> <td>137,209</td> <td>137,211</td> <td>137,211</td> </tr> <tr> <td>達成度合(%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	通知数量	137,202	137,202	137,202	137,202	137,202	輸入入札に付した数量	バター	8,625	1,668	4,231	7,459	7,459	脱脂粉乳	-	7,856	-	-	-	ホエイ・調製ホエイ	4,500	8,441	7,258	4,500	4,500	デイリースプレッド	-	505	1,565	800	800	バターオイル	-	116	1,065.9	300	300	全乳換算	137,212	137,204	137,209	137,211	137,211	達成度合(%)	100	100	100	100	100	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																																																					
通知数量	137,202	137,202	137,202	137,202	137,202																																																					
輸入入札に付した数量	バター	8,625	1,668	4,231	7,459	7,459																																																				
	脱脂粉乳	-	7,856	-	-	-																																																				
	ホエイ・調製ホエイ	4,500	8,441	7,258	4,500	4,500																																																				
	デイリースプレッド	-	505	1,565	800	800																																																				
	バターオイル	-	116	1,065.9	300	300																																																				
	全乳換算	137,212	137,204	137,209	137,211	137,211																																																				
達成度合(%)	100	100	100	100	100																																																					
<p>【中期計画】</p> <p>ウ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮</p>	<p>ウ 国が指示する方針による、指定乳製品の的確な売り渡し等</p> <p>【評価指標】</p> <p>(ア) 指定乳製品等の的確な売り渡し</p>	/	aaaaa																																																							

評価項目	達成状況	評価	20～24																																																																																								
<p>し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p> <p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>分母を国が指定する方針による売渡計画の数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>(売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。)</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>四半期ごとに農林水産省生産局長あてに届け出ている売渡計画に基づき、次のとおり全量を売渡入札に付した。</p> <p style="text-align: right;">(単位：トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">バター</th> <th colspan="2">脱脂粉乳</th> </tr> <tr> <th>売渡計画</th> <th>売渡入札</th> <th>売渡計画</th> <th>売渡入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>9,758</td> <td>9,758</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>7,509</td> <td>7,509</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>1,741</td> <td>1,741</td> <td>1,009</td> <td>1,009</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>14,309</td> <td>14,309</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>5,484</td> <td>5,484</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(単位：トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ホエイ・調製ホエイ</th> <th colspan="2">デイリースプレッド</th> </tr> <tr> <th>売渡計画</th> <th>売渡入札</th> <th>売渡計画</th> <th>売渡入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>4,500</td> <td>4,500</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>9,000</td> <td>9,000</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>8,000</td> <td>8,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>7,500</td> <td>7,500</td> <td>800</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>4,500</td> <td>4,500</td> <td>800</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(単位：トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">バターオイル</th> </tr> <tr> <th>売渡計画</th> <th>売渡入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>		バター		脱脂粉乳		売渡計画	売渡入札	売渡計画	売渡入札	平成20年度	9,758	9,758	-	-	21	-	-	7,509	7,509	22	1,741	1,741	1,009	1,009	23	14,309	14,309	-	-	24	5,484	5,484	3,000	3,000		ホエイ・調製ホエイ		デイリースプレッド		売渡計画	売渡入札	売渡計画	売渡入札	平成20年度	4,500	4,500	-	-	21	9,000	9,000	1,500	1,500	22	8,000	8,000	2,000	2,000	23	7,500	7,500	800	800	24	4,500	4,500	800	800		バターオイル		売渡計画	売渡入札	平成20年度	-	-	21	500	500	22	1,500	1,500	23	300	300	24	300	300		
			バター		脱脂粉乳																																																																																						
		売渡計画	売渡入札	売渡計画	売渡入札																																																																																						
	平成20年度	9,758	9,758	-	-																																																																																						
	21	-	-	7,509	7,509																																																																																						
	22	1,741	1,741	1,009	1,009																																																																																						
	23	14,309	14,309	-	-																																																																																						
	24	5,484	5,484	3,000	3,000																																																																																						
		ホエイ・調製ホエイ		デイリースプレッド																																																																																							
		売渡計画	売渡入札	売渡計画	売渡入札																																																																																						
平成20年度	4,500	4,500	-	-																																																																																							
21	9,000	9,000	1,500	1,500																																																																																							
22	8,000	8,000	2,000	2,000																																																																																							
23	7,500	7,500	800	800																																																																																							
24	4,500	4,500	800	800																																																																																							
	バターオイル																																																																																										
	売渡計画	売渡入札																																																																																									
平成20年度	-	-																																																																																									
21	500	500																																																																																									
22	1,500	1,500																																																																																									
23	300	300																																																																																									
24	300	300																																																																																									
	<p>【達成度合】</p> <p>平成20年度：100%</p> <p>平成21年度：100%</p> <p>平成22年度：100%</p> <p>平成23年度：100%</p> <p>平成24年度：100%</p>																																																																																										
	<p>【評価指標】</p> <p>(イ) 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>また、毎年度、指定乳製品の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、四半期ごとに大手需要者との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等に関して意見交換を行ったほか、機構の売渡入札における落札需要者</p>	/	aaaaa																																																																																								

評価項目	達成状況	評価	20~24																		
	から輸入乳製品に関する要望・意見等を把握した。																				
<p>【中期計画】</p> <p>エ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を把握するとともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等において情報を公表する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>エ 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を毎月、公表する。 分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>毎月、生乳生産量、用途別処理量、バター及び脱脂粉乳の生産量等を把握するとともに、バターの品目別在庫量調査を実施しホームページに公表した。</p> <p>また、平成23年度から需給予測を毎月、ホームページで公表するとともに、毎年度、予測と実績のかい離の状況等について分析の上、ホームページに公表した。</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>23</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>公表した月数</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>達成度合 (%)</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </table>	年度	23	24	公表した月数	12	12	達成度合 (%)	100	100	/	///aa									
年度	23	24																			
公表した月数	12	12																			
達成度合 (%)	100	100																			
<p>【中期目標】</p> <p>オ ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>オ ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>オ 売買実績に係る情報の公表 翌月の19日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月19日までに公表した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、次のとおり全て翌月の19日までにホームページで公表した。</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>翌月19日までに公表した回数</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>達成度合 (%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </table>	年度	20	21	22	23	24	翌月19日までに公表した回数	12	12	12	12	12	達成度合 (%)	100	100	100	100	100	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																
翌月19日までに公表した回数	12	12	12	12	12																
達成度合 (%)	100	100	100	100	100																
<p>【中期目標】</p> <p>④ 学校給食用牛乳供給事業 学校給食用牛乳の供給合理化及び消費の拡大・定着等を図るため、供給条件の不利な地域における輸送費等の掛増し経費の助成等を行う。</p> <p>【中期計画】</p> <p>④ 学校給食用牛乳供給事業 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき定められている</p>	<p>④ 学乳給食用牛乳供給事業</p> <p>【評価指標】</p> <p>学校給食供給目標の供給日数に係る達成率の向上 学校給食供給目標に係る達成率 供給日数に係る達成率を、分母を小中学校の供給目標日数とし、分</p>	/	aaaaa																		

評価項目	達成状況	評価	20～24																		
<p>学校給食供給目標について、供給条件の不利な地域における輸送費等の掛増し経費の助成等を行うことにより、供給日数に係る達成率を毎事業年度90%以上とする。</p>	<p>子を総供給実績数量を総供給人員で除して得た実績供給日数（1人1日当たり1本供給）とし、90%以上とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 学校給食供給目標（195日）に対する供給日数の達成率は、次のとおり、毎年度、90%を上回った。</p> <table border="1" data-bbox="547 510 1278 622"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供給日数（日）</td> <td>182.2</td> <td>179.5</td> <td>180.2</td> <td>181.2</td> <td>182.8</td> </tr> <tr> <td>達成率（%）</td> <td>93.4</td> <td>92.1</td> <td>92.4</td> <td>92.9</td> <td>93.7</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	供給日数（日）	182.2	179.5	180.2	181.2	182.8	達成率（%）	93.4	92.1	92.4	92.9	93.7		
年度	20	21	22	23	24																
供給日数（日）	182.2	179.5	180.2	181.2	182.8																
達成率（%）	93.4	92.1	92.4	92.9	93.7																
<p>【中期目標】 〔平成20年度～平成21年度の中期目標〕 (3) 畜産に係る補助 ① 学校給食用牛乳供給事業 学校給食用牛乳の供給合理化及び消費の拡大・定着等を図るため、合理化施設機器の整備、供給条件の不利な地域における輸送費等の掛増し経費の助成、牛乳等に関する普及啓発等を行う。普及啓発等を行う際には、事業実施主体の取組について、効果の高い活動事例の情報提供やその活用促進により重点化を進めるとともに、事業の提案に際しその必要性・有効性等について事前の検証を行う。 また、国における事業の見直しに資するよう、学校給食用牛乳の消費の維持拡大・定着促進に係る各事業メニューごとに事業目的の達成度を測る上でふさわしい指標を設定し、これに基づく事業成果の評価を行う。</p>	<p>【評価指標】〔平成20年度～平成21年度の評価指標〕 (イ) 牛乳に関する普及啓発等の推進 分母を副読本、クリアファイルの配布等による普及啓発を計画した事業実施主体数とし、分子はこれを実施した事業実施主体数とする。 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 また、毎年度、供給日数に係る達成率を向上させるため、副読本、クリアファイルの配布等による普及啓発の推進を次のとおり図った。</p> <p>【達成度合】 平成20年度：47件/47件＝100% 平成21年度：47件/47件＝100%</p>	/	aa///																		

評価項目	達成状況	評価	20~24
<p>【中期計画】 〔平成20年度～平成21年度の中期計画〕</p> <p>イ 事業実施主体の取組について、効果の高い活動事例の情報提供やその活用促進により重点化を進めるとともに、事業の提案に際しその必要性・有効性等について事前の検証を行う。</p>	<p>◇イ 事業実施主体への情報提供等 【評価指標】〔平成20年度～平成21年度の評価指標〕 (7) 効果の高い活動事例の情報提供 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 (社)日本酪農乳業協会に設置した「学乳事業推進ワーキングチーム」の委員による審査により、各事業実施主体で作成した普及啓発教材及び活動事例の中から創意工夫がなされているか等の観点から採点を行い、高得点であった優良事例を選定の上、次のとおり機構ホームページに掲載した。 平成20年度 : 18点 平成21年度 : 4点</p>	/	aa///
<p>【中期計画】 〔平成20年度～平成21年度の中期計画〕</p> <p>ウ 各事業メニューごとに設定した評価指標に基づき、事業成果の評価を行う。</p>	<p>◇ウ 各事業メニューごとの評価指標の設定と事業成果の評価 【評価指標】〔平成20年度～平成21年度の評価指標〕 (7) 各事業メニューごとの評価指標の設定 a : 設定した c : 設定しなかった (実施した年度のみ評価を行う)</p> <p>【業務実績報告の記述】 平成20年度において、(社)日本酪農乳業協会に設置した「学乳事業推進ワーキングチーム」において調査内容を検討の上、事業実施主体を対象として事業効果等を把握するためのアンケート調査等を実施し、この結果を基準として、事業メニューごとの具体的な評価指標を設定した。</p>	/	a-///
	<p>【評価指標】〔平成21年度の評価指標〕 (イ) 事業成果の評価 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 また、平成21年度において、平成20年度に策定した評価指標に基づき各事業メニューごとの事業成果の評価を行った。 なお、平成21年度に実施した評価結果は、17事業メニューのうち、11事業が a 評価、1 事業が b 評価、4 事業が c 評価、1 事業が評価結果なし（実績なし）となった。</p>	/	/a///

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>【中期目標】 〔平成20年度～平成21年度の中期目標〕</p> <p>なお、学校給食において牛乳を経験した者のその後の牛乳摂取の影響を把握するための手法を研究する。</p> <p>【中期計画】 〔平成20年度～平成21年度の中期計画〕</p> <p>エ 学校給食において牛乳を経験した者のその後の牛乳摂取の影響を把握するための手法の研究を継続する。</p>	<p>【評価指標】〔平成20年度～平成21年度の評価指標〕</p> <p>◇エ 牛乳摂取の影響を把握するための手法の研究 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>学校給食において牛乳を経験した者のその後の牛乳摂取の影響を把握するための手法の研究を次のとおり実施した。</p> <p>(平成20年度)</p> <p>「学校給食における牛乳摂取の影響調査手法検討委員会」を開催し、学校給食において牛乳を経験した者のその後の牛乳摂取の影響を把握するための手法の検討に取り組んだ。また、検討した手法の有効性等について検証を行うため、20歳代、30歳代を中心とした34,000人に対し調査依頼を行い、回答があった者の中から学校給食での飲用経験や家庭内での飲用習慣の有無に基づき調査区分を6区分設け、1,080人のモニターを選定し、学校給食とその後の牛乳飲用習慣との関係についてサンプル調査を行った。</p> <p>(平成21年度)</p> <p>平成20年度に実施したサンプル調査(34,000人の中から1,080人のモニターを選定し、学校給食での牛乳摂取の経験の有無とその後の牛乳摂取の影響調査)結果を分析したところ、中学卒業後の牛乳摂取は大幅に落ち込むものの、学校給食での牛乳摂取の経験が、その後の牛乳摂取の習慣に一定の効果があることが明らかになった。上記の調査手法についての評価も行った。</p>	/	aa///
<p>【中期目標】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>① 野菜農業振興事業</p> <p>野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需給の調整に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施するものとする。</p> <p>【中期計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>① 野菜農業振興事業</p> <p>野菜農業振興事業は、野菜の</p>	<p>◇(2) 野菜関係業務</p> <p>① 野菜農業振興事業</p> <p>【評価指標】〔平成23年度～24年度の評価指標〕</p>		

評価項目	達成状況	評価	20~24
<p>需給調整を図るため、野菜の需給の調整に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施するものとする。</p>	<p>ア 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施。</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 毎年度、国、事業実施主体等と連携し、次のとおり野菜農業振興事業を機動的・弾力的に実施した。また、野菜需給協議会等各種会議の場を活用して、事業の普及・推進を図った。</p> <p>(平成23年度) 産地情報調査員設置事業22件、消費拡大推進事業2件</p> <p>(平成24年度) 産地情報調査員設置事業21件、消費拡大推進事業3件、野菜緊急需給調整推進助成事業16件</p>	/	///aa
<p>【中期目標】 また、重要野菜等緊急需給調整事業のうち、公益法人が実施している資金造成や登録出荷団体等への交付金の交付等を、機構において一元的に行う体制に移行して、適正な業務運営を図る。</p> <p>【中期計画】 また、重要野菜等緊急需給調整事業のうち、公益法人が実施している資金造成や登録出荷団体等への交付金の交付等を、機構において一元的に行う体制に移行して、適正な業務運営を図る</p>	<p>【評価指標】</p> <p>イ 重要野菜等緊急需給調整事業に係る交付金の交付等を機構において一元的に行う新たな事業形態への移行のための検討の実施〔20年度のみ〕</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 (社) 全国野菜需給調整機構が実施してきた緊急需給調整等に係る交付金の交付業務について、平成21年4月から機構で実施するとともに、その資金も21年4月に機構に移管し、その後、適正に業務を行っている。</p> <p>(参考) 重要野菜 重要野菜とは、野菜法に基づく指定野菜のうち、</p> <p>① 生産量・流通量が多いこと ② 露地栽培で天候の影響を受けやすく価格変動が大きいことから重点的に需給・価格の安定を図る必要のある野菜であり、具体的にはキャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさいである。</p>	/	a----
	<p>【評価指標】</p> <p>ウ 交付金の11業務日以内の交付</p> <p>分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 緊急需給調整費用交付金については、交付申請を受理した日から次のとおり全て11業務日以内に交付した。</p>	/	/aa-a

評価項目	達成状況					評価	20～24	
	年度	20	21	22	23	24		
	交付申請件数	-	1	5	-	6		
	11業務日以内に交付した件数	-	1	5	-	6		
<p>【中期目標】</p> <p>② ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p> <p>〔参考〕平成18年度実績：年12回</p> <p>【中期計画】</p> <p>② ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、事務処理体制の整備等により、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p> <p>〔参考〕平成18年度実績：年12回 〔平成20年度～平成22年度の中期計画〕</p> <p>(5) ホームページ等において、需給動向等に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、事務処理体制の整備等により、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量や需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>エ 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>また、平成21年度以降毎年度、野菜需給推進懇談会、機構主催の会議等、全農主催の野菜制度研修会及び重要野菜等事業実態調査における現地指導を通じ、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付について指導した。</p>	/	/aaaa					
	<p>【中期目標】</p> <p>② ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p> <p>〔参考〕平成18年度実績：年12回</p> <p>【中期計画】</p> <p>② ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月ホームページにおいて公表する。</p> <p>分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>〔平成20年度～平成22年度の評価指標〕</p> <p>③ 野菜の作柄状況等、野菜の生産・出荷の安定に資する情報をホームページにおいて公表する。</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>生産者の経営判断に資するよう、野菜の需給・価格に関する統計データ等について毎月公表するとともに、野菜需給協議会等の概要について全て公表した。</p> <p>また、平成24年度においては、新たに実施したカット野菜の実態調査の結果についても、公表した。</p>	20	21	22	23	24	/	aaaaa
	公表した月数	12	12	12	12	12		
	達成度合 (%)	-	-	-	100	100		

評価項目	達成状況	評価	20~24																								
<p>【中期目標】</p> <p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>砂糖については、輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し等の業務を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>砂糖については、輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し等の業務を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、事務手続の合理化等により、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。</p> <p>〔参考〕平成18年度実績：翌月の20日</p>	<p>◇ (3) 砂糖関係業務</p> <p>【評価指標】</p> <p>輸入指定糖・異性化糖等の売買実績の公表 翌月の15日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 a：達成度は、100%であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>輸入指定糖・異性化糖等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績について、次のとおり全て翌月の15日までにホームページで公表した。</p> <table border="1" data-bbox="547 992 1283 1144"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公表回数</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>翌月15日までに公表した回数</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>達成度合 (%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	公表回数	12	12	12	12	12	翌月15日までに公表した回数	12	12	12	12	12	達成度合 (%)	100	100	100	100	100	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																						
公表回数	12	12	12	12	12																						
翌月15日までに公表した回数	12	12	12	12	12																						
達成度合 (%)	100	100	100	100	100																						
<p>【中期目標】</p> <p>(4) でん粉関係業務</p> <p>でん粉については、輸入に係る指定でん粉糖の買入れ及び売戻し等の業務を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>(4) でん粉関係業務</p> <p>でん粉については、輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し等の業務を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>◇ (4) でん粉関係業務</p> <p>【評価指標】</p> <p>輸入指定でん粉等の売買実績の公表 翌月の15日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 a：達成度は、100%であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>輸入指定でん粉等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績について、次のとおり全て翌月の15日までにホームページで公表した。</p>	/	aaaaa																								

評価項目	達成状況					評価	20~24																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="547 208 892 248">年度</th> <th data-bbox="892 208 968 248">20</th> <th data-bbox="968 208 1045 248">21</th> <th data-bbox="1045 208 1121 248">22</th> <th data-bbox="1121 208 1198 248">23</th> <th data-bbox="1198 208 1283 248">24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="547 248 892 288">公表回数</td> <td data-bbox="892 248 968 288">12</td> <td data-bbox="968 248 1045 288">12</td> <td data-bbox="1045 248 1121 288">12</td> <td data-bbox="1121 248 1198 288">12</td> <td data-bbox="1198 248 1283 288">12</td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 288 892 329">翌月15日までに公表した回数</td> <td data-bbox="892 288 968 329">12</td> <td data-bbox="968 288 1045 329">12</td> <td data-bbox="1045 288 1121 329">12</td> <td data-bbox="1121 288 1198 329">12</td> <td data-bbox="1198 288 1283 329">12</td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 329 892 360">達成度合 (%)</td> <td data-bbox="892 329 968 360">100</td> <td data-bbox="968 329 1045 360">100</td> <td data-bbox="1045 329 1121 360">100</td> <td data-bbox="1121 329 1198 360">100</td> <td data-bbox="1198 329 1283 360">100</td> </tr> </tbody> </table>					年度	20	21	22	23	24	公表回数	12	12	12	12	12	翌月15日までに公表した回数	12	12	12	12	12	達成度合 (%)	100	100	100	100	100		
年度	20	21	22	23	24																										
公表回数	12	12	12	12	12																										
翌月15日までに公表した回数	12	12	12	12	12																										
達成度合 (%)	100	100	100	100	100																										

評価項目	達成状況	評価	20~24
第2-3 緊急対策	○ 緊急対策 【評価結果】 指標の総数：10 評価aの指標数：10×2点=20点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 20点 (20/20=100%)	A	/////
【中期目標】 (1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。 また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中で機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。 【中期計画】 (1) 畜産関係業務 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行うとともに、畜産物に係る知識の普及及び安全性のPRを行う。 また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中で機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。	◇ (1) 畜産関係業務 【評価指標】 ア 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う) 【業務実績報告の記述】 畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を次のとおり、実施した。 (平成20年度) 配合飼料価格高騰の長期化に対応し、平成20年6月12日に発表された追加緊急対策について、実施要綱の制定・改正作業を迅速に実施した。 また、肉用子牛価格や牛枝肉価格が低迷していることに対応し、平成20年10月30日に発表された年内緊急実施の畜産経営安定対策について、実施要綱の改正及び実施計画の変更を迅速に実施した。 さらに、平成20年度第2次補正予算に計上された自給飼料生産効率向上支援リース事業及び平成21年2月27日に愛知県豊橋市で発生が確認された高病原性鳥インフルエンザに対応するため、緊急にうずらの繁殖・ふ化等に要する体制の整備を行う高病原性鳥インフルエンザ防疫強化緊急対策事業等について、実施要綱の制定・改正を迅速に実施した。 (平成21年度) 畜産農家の経済的負担軽減、経営の維持と安定を図るため、平成21年度補正予算で措置された畜産経営維持緊急支援資金融通事業及び畜産自	/	aaaaa

評価項目	達成状況	評価	20～24
	<p>給力緊急支援事業について、補正予算成立後速やかに事業実施が行えるよう実施要綱の制定を迅速に実施した。</p> <p>(平成22年度)</p> <p>宮崎県における口蹄疫の発生に伴い措置された口蹄疫関連対策及び東日本大震災の発生に伴い措置された新規事業について、対策の公表後速やかに事業実施が行えるよう実施要綱の制定又は改正を迅速に実施するとともに、機構ホームページへの掲載、事業実施主体への説明会等を通じ、畜産農家に対する事業内容の周知に努めた。この結果、畜産農家の経営の維持・安定等を図るための事業を速やかに実施することができた。</p> <p>(平成23年度)</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により牛肉・稲わらからのセシウムが検出されたことを受けて、畜産農家及び畜産関係者の経済的負担軽減、経営の維持と安定を図るため、以下の3事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛肥育経営緊急支援事業 ・国産牛肉信頼回復対策事業 ・原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業 <p>(平成24年度)</p> <p>平成25年2月に国の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づき補正予算が措置されたことに関し、緊急の対応策の実施を決定し、国による事業公表後速やかに公募により事業実施主体を選定するとともに、事業実施要綱を制定し、事業の実施に着手した。</p>		
	<p>【評価指標】</p> <p>イ 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産物に係る知識の普及、安全性のPRの実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>c : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>また、高病原性鳥インフルエンザの発生に際し、平成20年度においては、農林水産省のホームページとリンクを設定することにより、畜産物に係る知識の普及及び安全性のPRを、平成22年度においては、消費者への風評被害に対応するため、国産食肉需要構造改善事業を活用し、鶏肉・鶏卵の安全性をPRするポスターを作成し、関係する都道府県及び団体への配付を実施した。</p>	/	a-a-
<p>【中期目標】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>野菜については、基本計画に掲げる消費者ニーズに即した商品の安定的な供給や経営安定の確保等に資するよう、これらの対策の推進に不可欠なセーフティネット機能を有する野菜の緊急需給調整に係る業務等を実施する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>野菜については、基本計画に掲げる消費者ニーズに即した商品の安定的な供給や経営安定の確保等に資するよう、これらの</p>	<p>◇ (2) 野菜関係業務</p> <p>【評価指標】〔平成23年度～24年度の評価指標〕</p> <p>野菜の緊急需給調整に係る業務等の実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	/	///-

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>対策の推進に不可欠なセーフティネット機能を有する野菜の緊急需給調整に係る業務等を実施する。</p>	<p>【業務実績報告の記述】 発動する事態が発生しなかったため、実施しなかった。</p>		
<p>〔平成20年度～22年度の中期計画〕 第3 サービスの質の向上 2 野菜関係業務 (4) 野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施するものとする。</p>	<p>◇(5) 野菜農業振興事業の実施 【評価指標】〔平成20年度～22年度の評価指標〕 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告の記述】 野菜農業振興事業について、次のとおり実施した。 (平成20年度)</p>	/	aaa-
<p>〔平成20年度～22年度の中期計画〕 第2 サービスの質の向上 2 野菜関係業務 (4) 野菜農業振興事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>① 国等との緊密な連携を図るとともに野菜需給協議会等各種会議(12回)の場を活用して、事業の普及・促進を行った。 ② 野菜の価格低落時等、緊急時における関係者との打合せを7月、9月及び11月に行い、緊急需給調整を発動するか否かの検討を行った。 ③ 過剰野菜有効利用研究・実証事業及び野菜消費拡大事業を実施した。 ④ 平成20年度の政府緊急対策の一環として、燃油・肥料の高騰による影響を受け経営が圧迫されている野菜農家を支援するため「省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業」及び実需者ニーズに対応した加工・業務用向けの国産野菜の安定供給を図るため「加工・業務用野菜需要対応産地育成事業」を実施した。 (平成21年度) ①国等との緊密な連携を図るとともに野菜需給協議会等各種会議(21回)の場を活用して、事業の普及・促進を行った。 ②野菜の価格低落・高騰時における関係者との打合せを7月、8月及び12月に行い、需給状況や消費拡大活動等について検討を行った。 ③過剰野菜有効利用研究・実証事業及び野菜契約取引等推進事業を実施した。 (平成22年度) ①国等との緊密な連携を図るとともに野菜需給協議会等各種会議(21回)の場を活用して、事業の普及・促進を行った。 ② 野菜の価格低落・高騰時における関係者との打合せを4月、7月及び10月に行い、需給状況や消費拡大活動等について検討を行った。 ③ 機構のホームページの中に、野菜需給協議会の専用コーナーを新たに立ち上げるなど、情報発信を積極的に行った。</p>		

評価項目	達成状況	評価	20~24
第2-4 資金の流れ等についての情報公開の推進	○ 資金の流れ等についての情報公開の推進 【評価結果】 指標の総数：44 評価aの指標数：44×2点=88点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 88点 (88/88=100%)	A	/////
【中期目標】 (1) 畜産関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。 【中期計画】 (1) 畜産関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。 これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。	◇(1) 畜産関係業務 【評価指標】 ア 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告の記述】 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等について、毎年度取りまとめ、翌年度9月末までにホームページで公表した。 【評価指標】 イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告の記述】 また、生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額について、毎年度取りまとめ、翌年度9月末までにホームページで公表した。	/	aaaaa
【中期目標】 さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。)等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金			

評価項目	達成状況	評価	20~24
<p>保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての保有状況、今後の使用見込み等を3年度毎に取りまとめ、当該年度中に機構において公表する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>ウ 機構からの補助金による基金に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>さらに、基金基準等に準じて定めた基準（「畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準」）等に基づき、次のとおり基金の見直しを実施し、その結果をホームページで公表した。</p> <p>なお、平成20年度及び平成24年度においては、基金基準等に準じて定めた基準の見直しを行った。</p> <p>(平成21年度) 平成21年度当初に基金を保有している41基金(平成21年10月9日公表)</p> <p>(平成23年度) 食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業(貸付機械取得資金:日本ハム・ソーセージ工業協同組合)1基金(平成23年6月30日公表)</p> <p>(平成24年度) 平成24年度当初に基金を保有している111基金(平成25年3月29日公表)</p>	/	aa-aa
<p>【中期目標】</p> <p>このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用にあたっては、その会計処理についての分かりやすい説明を付記することを始め、積極的に説明責任を果たすものとする。</p> <p>【中期計画】</p> <p>このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p> <p>また、事業返還金の活用にあたっては、その会計処理についての分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行っていくこととする。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>このほか、毎年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業の事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で、分かりやすい内容にして毎年度取りまとめ、翌年度9月末にホームページで公表した。</p> <p>また、平成22年度分の公表から次の事項を盛り込むとともに、事業返還金の活用理由等を付記した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛肉等関税財源畜産業振興対策交付金や学校給食用牛乳供給事業交付金等の国から交付される資金額 ・区分経理している調整資金と畜産業振興資金の資金額 ・食肉に係る畜産振興政策等を実施する事業と酪農・乳業関係事業を実施するために支出される資金額 	/	aaaaa

評価項目	達成状況	評価	20～24
	<p>・畜産関係各会計勘定間の資金の流れ等</p>		
<p>【中期目標】 (2) 野菜関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p> <p>【中期計画】 (2) 野菜関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>◇(2) 野菜関係業務</p> <p>【評価指標】 ア 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 事業（指定野菜、特定野菜等、契約指定野菜等）別に、登録出荷団体ごとに交付金額を毎年度とりまとめ、翌年度9月末までにホームページで公表した。</p>	/	aaaaa
<p>これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p>	<p>【評価指標】 イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 また、事業（指定野菜、特定野菜等、契約指定野菜等）別に、県別に交付金額を毎年度とりまとめ、翌年度9月末までにホームページで公表した。</p>	/	aaaaa
<p>【中期目標】 (3) 砂糖関係業務 機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p> <p>【中期計画】 (3) 砂糖関係業務 機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等</p>	<p>◇(3) 砂糖関係業務</p> <p>【評価指標】 ア 機構からの補助金による基金等に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 機構から事業実施主体に造成された基金の保有状況及び今後の使用見</p>	/	aaaaa

評価項目	達成状況	評価	20~24
<p>を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに機構において公表する。</p>	<p>込みについて、毎年度取りまとめ、翌年度9月末までにホームページで公表した。</p> <p>【参考】</p> <p>砂糖関係の基金について、平成21年度に終了した3基金の資金残高(14百万円)を平成22年4月30日及び5月13日に返還させた。</p>		
<p>【中期目標】</p> <p>また、機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>イ 機構から交付金交付対象者への交付金等に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>また、機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況をホームページにおいて翌月末までにホームページで公表した。</p>	/	aaaaa
<p>【中期目標】</p> <p>(4) でん粉関係業務</p> <p>機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>(4) でん粉関係業務</p> <p>機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。</p>	<p>◇(4) でん粉関係業務</p> <p>【評価指標】</p> <p>機構から交付金交付対象者への交付金等に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況を翌月末までにホームページで公表した。</p>	/	aaaaa

評価項目	達成状況	評価	20～24																																			
第2-5 情報収集提供業務	○ 情報収集提供業務 【評価結果】 指標の総数：97 評価aの指標数：95×2点=190点 評価bの指標数：2×1点=2点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 192点 (192/194=99%)	A	/////																																			
【中期目標】 (1) 需給等関連情報の収集に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。 【中期計画】 (1) 需給関連情報の的確な収集と提供 ① 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、需給等関連情報の収集、需給に影響を与える要因に関する調査等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。	◇(1) 需給関連情報の的確な収集と提供 【評価指標】 ① 情報検討委員会における、当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告の記述】 毎年度、農畜産物の動向、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、次のとおり情報検討委員会を分野ごとに開催し、業務の実施状況及び翌年度の計画について検討した。 <table border="1" data-bbox="547 1263 1281 1496"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>畜産</td> <td>2月23日</td> <td>2月19日</td> <td>2月24日</td> <td>2月22日</td> <td>3月1日</td> </tr> <tr> <td>野菜</td> <td>2月26日</td> <td>2月17日</td> <td>2月18日</td> <td>2月21日</td> <td>2月27日</td> </tr> <tr> <td>砂糖</td> <td>2月26日</td> <td>2月26日</td> <td>2月21日</td> <td>2月24日</td> <td rowspan="2">3月4日</td> </tr> <tr> <td>でん粉</td> <td>2月24日</td> <td>2月23日</td> <td>2月24日</td> <td>3月1日</td> </tr> <tr> <td>臨時</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>7月27日</td> <td>9月6日</td> <td>9月6日</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	畜産	2月23日	2月19日	2月24日	2月22日	3月1日	野菜	2月26日	2月17日	2月18日	2月21日	2月27日	砂糖	2月26日	2月26日	2月21日	2月24日	3月4日	でん粉	2月24日	2月23日	2月24日	3月1日	臨時	-	-	7月27日	9月6日	9月6日	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																																	
畜産	2月23日	2月19日	2月24日	2月22日	3月1日																																	
野菜	2月26日	2月17日	2月18日	2月21日	2月27日																																	
砂糖	2月26日	2月26日	2月21日	2月24日	3月4日																																	
でん粉	2月24日	2月23日	2月24日	3月1日																																		
臨時	-	-	7月27日	9月6日	9月6日																																	
【中期目標】 また、当該検討結果等に基づき、需給等関連情報を提供する。 【中期計画】 ② ①の委員会における検討結果等に基づき、需給等関連情報を提供する。	【評価指標】 〔平成23年度～24年度の評価指標〕 ② 需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 〔平成20年度～平成22年度の評価指標〕 ② 需給に関連する重要情報の提供 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告の記述】 情報検討委員会における検討結果等に基づき、国内外の需給・価格情	/	aaaaa																																			

評価項目	達成状況	評価	20～24																														
<p>【中期計画】</p> <p>また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。</p>	<p>報に加え、農畜産物の主要輸出国の動向・農業政策、新興国の情勢、食料・農業・農村基本計画の実施に資する取り組み等（6次産業化、輸出促進、担い手の確保等）に関連する重要情報を提供した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組</p> <p>a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>外部の方を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応について、次のとおり積極的に取り組み、調査情報の普及と情報ニーズの把握に努めた。</p> <table border="1" data-bbox="518 689 1319 925"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査報告会の開催回数</td> <td>14</td> <td>18</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>外部からの講演依頼回数</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>新聞等での引用等件数</td> <td>1,166</td> <td>1,216</td> <td>1,174</td> <td>1,313</td> <td>1,346</td> </tr> <tr> <td>面談等による個別説明の要請等件数</td> <td>24</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>30</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	調査報告会の開催回数	14	18	9	13	14	外部からの講演依頼回数	9	15	8	13	25	新聞等での引用等件数	1,166	1,216	1,174	1,313	1,346	面談等による個別説明の要請等件数	24	28	21	30	26	/	aabaa
年度	20	21	22	23	24																												
調査報告会の開催回数	14	18	9	13	14																												
外部からの講演依頼回数	9	15	8	13	25																												
新聞等での引用等件数	1,166	1,216	1,174	1,313	1,346																												
面談等による個別説明の要請等件数	24	28	21	30	26																												
<p>【中期目標】</p> <p>(2) 情報提供の効果測定等</p> <p>情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行う。</p> <p>【中期計画】</p> <p>(2) 情報提供の効果測定等</p> <p>情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を実施する。</p>	<p>◇(2) 情報提供の効果測定等</p> <p>【評価指標】</p> <p>① アンケート調査の実施</p> <p>a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>毎年度、提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、畜産の情報、野菜情報、砂糖類情報、でん粉情報について、全ての読者に次のとおりアンケートを実施した。</p> <table border="1" data-bbox="545 1594 1284 1751"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布件数</td> <td>5,482</td> <td>5,520</td> <td>5,502</td> <td>5,200</td> <td>4,958</td> </tr> <tr> <td>回答件数</td> <td>2,828</td> <td>2,725</td> <td>2,421</td> <td>1,891</td> <td>1,878</td> </tr> <tr> <td>回収率(%)</td> <td>51.6</td> <td>49.4</td> <td>44.0</td> <td>36.4</td> <td>37.9</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	配布件数	5,482	5,520	5,502	5,200	4,958	回答件数	2,828	2,725	2,421	1,891	1,878	回収率(%)	51.6	49.4	44.0	36.4	37.9	/	aaaaa						
年度	20	21	22	23	24																												
配布件数	5,482	5,520	5,502	5,200	4,958																												
回答件数	2,828	2,725	2,421	1,891	1,878																												
回収率(%)	51.6	49.4	44.0	36.4	37.9																												
<p>【中期目標】</p> <p>また、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。</p> <p>【中期計画】</p> <p>また、中期目標期間中の各事業年度における情報利用者の満</p>	<p>【評価指標】</p> <p>② 情報利用者の満足度を5段階評価で4.0以上とする</p> <p>分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情</p>	/	aaaaa																														

評価項目	達成状況	評価	20~24																																										
<p>足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。</p>	<p>報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>また、情報利用者の満足度を把握するため、毎年度、アンケート調査を実施し、その集計結果は、次のとおりであり、5段階評価で目標である4.0を上回った。</p> <table border="1" data-bbox="547 506 1284 779"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>畜産の情報</td> <td>4.3</td> <td>4.4</td> <td>4.2</td> <td>4.3</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>野菜情報</td> <td>4.2</td> <td>4.2</td> <td>4.2</td> <td>4.2</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>砂糖類情報</td> <td>4.4</td> <td>4.4</td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>でん粉情報</td> <td>4.2</td> <td>4.3</td> <td>4.2</td> <td>4.2</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> <td>4.2</td> <td>4.2</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>達成度合 (%)</td> <td>108</td> <td>108</td> <td>105</td> <td>105</td> <td>103</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	畜産の情報	4.3	4.4	4.2	4.3	4.2	野菜情報	4.2	4.2	4.2	4.2	4.1	砂糖類情報	4.4	4.4	4.3	4.3	4.2	でん粉情報	4.2	4.3	4.2	4.2	4.1	平均値	4.3	4.3	4.2	4.2	4.1	達成度合 (%)	108	108	105	105	103		
年度	20	21	22	23	24																																								
畜産の情報	4.3	4.4	4.2	4.3	4.2																																								
野菜情報	4.2	4.2	4.2	4.2	4.1																																								
砂糖類情報	4.4	4.4	4.3	4.3	4.2																																								
でん粉情報	4.2	4.3	4.2	4.2	4.1																																								
平均値	4.3	4.3	4.2	4.2	4.1																																								
達成度合 (%)	108	108	105	105	103																																								
<p>【中期目標】</p> <p>さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p> <p>【中期計画】</p> <p>さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>③ 情報提供内容等の改善等</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった b : 必要はあったが、やや不十分であった c : 必要はあったが、不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>さらに、情報検討委員会におけるアンケート調査結果の議論等を踏まえ、次のとおり情報提供内容等の改善等を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報誌の見やすさの向上（誌面構成の見直し、特別編集の実施） ・紙媒体による情報提供の合理化（「畜産の情報」の国内編と海外編の統合、巻末統計の廃止、「砂糖類情報」と「でん粉情報」の統合） ・統計情報の充実（長期累年データの公表、ホームページによる印刷機能の充実、別冊統計資料の発行） ・情報誌のコーナーの新設（中国の品目別野菜輸出状況、絵で見る世界の畜産物需給、主要国の砂糖需給等） 	/	aaaaa																																										
	<p>【評価指標】</p> <p>④ 紙媒体での情報提供の実施効果の検証</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>紙媒体の更なる合理化のため、毎年度、アンケート調査の集計、整理・</p>	/	aaaaa																																										

評価項目	達成状況	評価	20～24
	<p>分析と併せて、紙媒体での情報提供の実施効果を検証した。その結果、現行通り紙媒体での提供を希望する者が毎年度8割以上おり、依然として紙媒体での情報提供を望む率が高いことを確認した。また、紙媒体による情報提供の効果として、情報の俯瞰性や一覧性、資料性等にあることを同時に確認した。</p> <p>【評価指標】 〔平成23年度～24年度の評価指標〕</p> <p>⑤ ④を踏まえたホームページによる情報提供への重点化等の取組み a：必要がなかった又は十分であった c：必要はあったが、不十分であった</p> <p>〔平成20年度～22年度の評価指標〕</p> <p>⑤ ④を踏まえたホームページによる情報提供への重点化等の取組み a：必要がなかった又は十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：必要はあったが、不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 また、ホームページによる情報提供への重点化等を行うため、次の取組みを実施した。</p> <p>(平成20年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「畜産の情報」、「野菜情報」についてもメールマガジンを開始し、利用者をホームページへ誘導 ・ホームページに「砂糖類情報」及び「でん粉情報」の最新号の目次コーナーを新設し、利用者の利便性を向上 ・ホームページの「畜産の情報」国内資料編コーナーに畜産物輸出データ欄を新設し、利用者の利便性を向上 ・ホームページの「国際情報コーナー」の「輸出関係情報」に「輸出促進に関する情報」を掲載 <p>(平成21年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産関係の長期統計データ（国内情報：平成2年～、海外情報：平成12年～）をホームページに限定して提供を開始した。 ・情報誌の発行部数の増加抑制・縮減を図る観点からメールマガジンの普及に努めた。（平成22年4月現在の配信：4誌合計2,379件、対前年比150%） <p>(平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読者カードの反応等を活用して配布先の絞り込みを行い、1月号から発行部数を削減した（畜産：3,000→2,890、野菜：1,650→1,630、砂糖950→910、でん粉600→560） ・情報誌の巻末統計資料を全て廃止するとともに、ホームページの利便性をさらに向上させ、利用者をホームページに誘導 <p>(平成23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの利用に重点を置く者について、紙媒体の送付を停止 <p>(平成24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールマガジン読者のホームページへの誘導をさらに図るため、メールマガジンの内容拡充及び配信回数の強化等のリニューアルを実施（平成25年4月現在の配信：3誌合計3,991件、対前年比117%） 	/	abaaa
<p>【中期目標】 (3) 需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行う。</p> <p>【中期計画】 (3) 需給関連情報の迅速な提供</p>	<p>◇(3) 需給関連情報の迅速な提供</p> <p>【評価指標】</p>		

評価項目	達成状況	評価	20～24																								
<p>情報の提供は、迅速に行うこととし、情報の種類に応じて年度計画に定める期間内に公表を行う。</p> <p>また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。</p>	<p>① 情報の期間内の公表</p> <p>分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>情報の種類に応じて、次のとおり全て期間内に公表した。</p> <p>(平成20年度)</p> <p>提供件数1,086件 (うち需給関連統計情報567件、需給動向情報519件)</p> <p>(平成21年度)</p> <p>提供件数1,058件 (うち需給関連統計情報567件、需給動向情報484件)</p> <p>(平成22年度)</p> <p>提供件数1,089件 (うち需給関連統計情報593件、需給動向情報496件)</p> <p>(平成23年度)</p> <p>情報件数1,044件 (うち需給関連統計情報467件、需給動向情報577件)</p> <p>(平成24年度)</p> <p>情報件数960件 (うち需給関連統計情報467件、需給動向情報493件)</p> <p>【達成度合】</p> <p>平成20年度 : 1,086件/1,086件=100%</p> <p>平成21年度 : 1,058件/1,058件=100%</p> <p>平成22年度 : 1,089件/1,089件=100%</p> <p>平成23年度 : 1,044件/1,044件=100%</p> <p>平成24年度 : 960件 / 960件=100%</p>	/	aaaaa																								
	<p>【評価指標】</p> <p>② 情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>また、情報利用者等からの問い合わせについては、次のとおり、新たなデータ収集等が必要な場合を除き、全て翌業務日以内に対応した。</p> <p>なお、新たなデータ収集等が必要な場合であっても、2～13日業務日以内に対応した。</p> <p>・ 翌業務日以内に対応した件数</p> <table border="1" data-bbox="547 1603 1273 1760"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>問い合わせ件数</td> <td>353</td> <td>389</td> <td>385</td> <td>363</td> <td>315</td> </tr> <tr> <td>翌営業日以内の対応件数</td> <td>353</td> <td>389</td> <td>385</td> <td>356</td> <td>306</td> </tr> <tr> <td>翌営業日以降の対応件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	問い合わせ件数	353	389	385	363	315	翌営業日以内の対応件数	353	389	385	356	306	翌営業日以降の対応件数	0	0	0	7	9	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																						
問い合わせ件数	353	389	385	363	315																						
翌営業日以内の対応件数	353	389	385	356	306																						
翌営業日以降の対応件数	0	0	0	7	9																						
<p>【中期目標】</p> <p>(4) 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するよう、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全・安心関連情報等、消</p>																											

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>(4) 消費者等への情報提供</p> <p>消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。</p> <p>① 消費者等のニーズ把握のためのアンケート調査結果等を踏まえ、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全・安心関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。</p>	<p>◇(4) 消費者等への情報提供</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>毎年度、消費者ニーズ、ホームページ及び業務紹介用パンフレットに関するアンケートを実施した。また、アンケート結果から、これらの情報について、さらに改善を図るための消費者ニーズを把握することができた。</p>	/	aaaaa
<p>【中期計画】</p> <p>② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>② ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>アンケート結果を踏まえ、次のとおり、分かりやすい情報提供の推進を図った。</p> <p>(平成20年度)</p> <p>農畜産物の知識・トピックスや業務内容のわかりやすい説明記事の掲載</p> <p>(平成21年度)</p> <p>注目トピックス欄を活用し、需給関連の情報を提供</p> <p>(平成22年度)</p> <p>「知って得する情報」にメタボに関する牛乳・乳製品及び野菜についての記事を追加、「お砂糖の豆知識」に栄養・健康に関する砂糖についての記事を追加</p> <p>鳥インフルエンザコーナー及び口蹄疫コーナーに国内外の関連情報を追加</p> <p>(平成23年度)</p> <p>「野菜ブック」について、追加13品目のデータ作成</p> <p>(平成24年度)</p> <p>「野菜ブック」について13品目を追加、消費者等の関心が高い「レシピ」の追加、問い合わせの多い画像貸し出しのためのコーナーの設置を実施</p>	/	aaaaa
	<p>【評価指標】</p> <p>③ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>また、消費者等の理解促進を図るため、次のとおり消費等との意見交換会等を実施した。</p> <p>(平成20年度)</p> <p>食品残さの活用・耕畜連携に関連して、消費者代表等との意見交換会</p>	/	aaaaa

評価項目	達成状況	評価	20~24																		
	<p>を千葉県において実施、食育推進全国大会へ出展 (平成21年度)</p> <p>畜産・野菜分野について、消費者代表等との意見交換会を栃木県において実施、食育推進全国大会へ出展 (平成22年度)</p> <p>畜産分野に関連して、消費者代表等との意見交換会を山梨県において実施、食育推進全国大会へ出展 (平成23年度)</p> <p>砂糖の正しい知識の普及・啓発のため、消費者代表等と意見交換会を機構本部において実施、食育推進全国大会へ出展、農林水産省・財団法人日本農林漁業振興会の主催による平成23年度(第50回)農林水産祭「実りのフェスティバル」へ出展 (平成24年度)</p> <p>牛肉が食卓に届くまでの安全・安心に向けた取組に関連して、消費者代表等の意見交換会を機構本部において実施、食育推進全国大会、平成24年度(第51回)農林水産祭実りのフェスティバルへ出展 alicセミナーの開催(12回)、広報誌の発行(6回)等を通じて、消費者等への情報提供</p>																				
<p>【中期目標】 (5) 国民に対する情報提供の充実を図るため、ホームページによる情報提供内容の改善等を通じ、ホームページへの年間アクセス件数が、543万件以上になるようにする。 〔参考〕平成18年度実績：543万件(ただし、シルク情報及び畜産情報ネットワークに係るアクセス件数を除く。)</p> <p>【中期計画】 (5) ホームページの活用等</p> <p>① 国民に対する情報提供の充実を図るため、アンケート調査結果等を踏まえたホームページによる情報提供内容の改善等を通じ、ホームページへの年間アクセス件数が、543万件以上になるようにする。 〔参考〕平成18年度実績：543万件 (ただし、シルク情報及び畜産情報ネットワークに係るアクセス件数を除く。)</p>	<p>◇(5) ホームページの活用</p> <p>【評価指標】</p> <p>① ホームページのアクセス件数を543万件以上とする a：達成度合は、100%以上であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 ホームページのアクセス件数は、次のとおり、毎年度、目標値(543万件)を上回った。</p> <table border="1" data-bbox="547 1664 1273 1776"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス件数(万件)</td> <td>604</td> <td>637</td> <td>544</td> <td>574</td> <td>608</td> </tr> <tr> <td>達成度合(%)</td> <td>111</td> <td>117</td> <td>100</td> <td>106</td> <td>112</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	アクセス件数(万件)	604	637	544	574	608	達成度合(%)	111	117	100	106	112	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																
アクセス件数(万件)	604	637	544	574	608																
達成度合(%)	111	117	100	106	112																
	<p>② 上記の目的を達成するための措置</p> <p>【評価指標】 ア ホームページの活用状況の集計・分析 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 毎年度、ホームページのアクセス件数を関係部署に提供するとともに、</p>	/	aaaaa																		

評価項目	達成状況	評価	20~24																		
	<p>アクセス減少の要因分析等を行った。併せてアクセス件数の取扱いに関して中長期の対処方法の検討を行った。</p> <p>【評価指標】 イ アンケート調査結果等の検討結果を踏まえ、必要に応じたホームページへの反映 a : 必要がなかった又は十分であった b : 必要はあったが、やや不十分であった c : 必要はあったが、不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 また、アンケート調査結果等を踏まえ、次のとおりホームページへ反映させた。 (平成20年度) 閲覧者が必要とする情報へのアクセスのしやすさの向上、広報機能の強化、コンテンツの見やすさ・統一感の向上等について改善 写真・イラストの活用 (平成21年度) 「消費者コーナー」から同コーナーの他ページに誘導する仕組み「関連情報キーワード」を設置 (平成23年度) 「消費者コーナー」から同コーナーの他ページに誘導する仕組み「関連情報キーワード」を設置 SNS（コミュニティー型サービス）のシェアボタンと更新情報配信機能（RSS）の設置及び外部からの検索用情報を新たに追加するなどの措置を実施 (平成24年度) 広報・システム委員会で検討し、野菜部門の第2階層の見直しを実施</p>	/	aaaaa																		
<p>【中期計画】 ② また、消費者の要望する情報について月2回以上ホームページの掲載情報の更新を行う。</p>	<p>【評価指標】 ウ 消費者の要望する情報（ホームページの「消費者コーナー」）について、月2回以上の掲載情報更新 a : 達成度合は、100%以上であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 消費者の関心の高い情報を積極的に提供するため、ホームページの掲載情報について、次のとおり、毎月、月2回以上の更新を行った。</p> <table border="1" data-bbox="547 1664 1273 1780"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月2回以上更新を行った月数</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>達成度合（%）</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	月2回以上更新を行った月数	12	12	12	12	12	達成度合（%）	100	100	100	100	100	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																
月2回以上更新を行った月数	12	12	12	12	12																
達成度合（%）	100	100	100	100	100																
<p>【中期計画】 (6) 機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、広報活動を推進する。</p>	<p>【評価指標】 ◇(6) 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 毎年度、各部の幹部職員から構成される広報・システム推進委員会を次のとおり開催し、ホームページやその他の広報活動の改善・強化につ</p>	/	aaaaa																		

評価項目	達成状況	評価	20~24																								
	<p>ながるための方策等を検討・実施した。</p> <table border="1" data-bbox="547 244 1273 322"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報・システム推進委員会開催回数</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	広報・システム推進委員会開催回数	9	7	8	4	4														
年度	20	21	22	23	24																						
広報・システム推進委員会開催回数	9	7	8	4	4																						
<p>【中期目標】</p> <p>(6) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p> <p>【中期計画】</p> <p>(7) 照会事項に対する対応等</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇(7) 照会事項に対する対応等</p> <p>情報提供した事項に関する照会についての原則として翌業務日以内の対応</p> <p>a : 達成度合は、90%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>情報提供した事項に関する照会については、次のとおり対応した。</p> <table border="1" data-bbox="547 1106 1273 1263"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照会件数</td> <td>514</td> <td>706</td> <td>1,050</td> <td>776</td> <td>584</td> </tr> <tr> <td>翌営業日以内の対応件数</td> <td>514</td> <td>705</td> <td>1,050</td> <td>768</td> <td>575</td> </tr> <tr> <td>達成度合 (%)</td> <td>100</td> <td>99</td> <td>100</td> <td>99</td> <td>98</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	照会件数	514	706	1,050	776	584	翌営業日以内の対応件数	514	705	1,050	768	575	達成度合 (%)	100	99	100	99	98	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																						
照会件数	514	706	1,050	776	584																						
翌営業日以内の対応件数	514	705	1,050	768	575																						
達成度合 (%)	100	99	100	99	98																						
<p>【中期計画】</p> <p>(8) 事業規模の縮減</p> <p>業務の実施に当たっては、海外事務所の廃止に伴い、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減する。</p>	<p>【評価指標】〔平成23年度~24年度の指標〕</p> <p>◇(8) 事業規模の縮減</p> <p>事業に係る総コストの縮減</p> <p>a : 計画どおりに実施された</p> <p>c : 計画どおりに実施できなかった</p> <p>【業務実績報告の記述】</p> <p>海外事務所の廃止前(平成21年度)と比較し、事業に係る総コストを縮減した。</p>	/	///aa																								

評価項目	達成状況	評価	20~24
<p>第3-1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み(支出の削減についての具体的方針及び実績等)</p>	<p>○ 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み (支出の削減についての具体的方針及び実績等)</p> <p>【評価結果】 指標の総数：5 評価aの指標数：5×2点＝10点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 10点 (10/10=100%)</p>	A	/////
<p>【中期目標】 1 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行することにより、適切な財務内容の実現を図る。</p>	<p>【評価指標】 1 事業費及び一般管理費の節減に係る取組 (支出の削減についての具体的方針及び実績等) a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 事業費の節減に係る取組の内容については、第1の1事業費の削減・効率化の項を参照 一般管理費の節減に係る取組の内容については、第1の2業務運営の効率化による経費の抑制の項を参照</p>	/	aaaaa

評価項目	達成状況	評価	20～24												
第3-2 法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等)	○ 法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等) 【評価結果】 指標の総数：5 評価aの指標数：5 × 2点 = 10点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 10点 (10/10=100%)	A	/////												
	【評価指標】 2 法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等) a：効果的な資金の配分は十分であった c：効果的な資金の配分は不十分であった 【業務実績報告の記述】 政府における補正予算の成立、口蹄疫等の発生及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の発生に伴う緊急対策の実施など業務を巡る状況の変化を踏まえ、次のとおり年度計画予算の変更を行うとともに、変更後の年度計画予算に基づき予算の配賦を適切に実施した。	/	aaaaa												
	<table border="1" data-bbox="555 1041 1281 1120"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度計画予算の変更回数</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	年度計画予算の変更回数	6	4	3	1	2		
年度	20	21	22	23	24										
年度計画予算の変更回数	6	4	3	1	2										

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>第3-3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用</p>	<p>○ 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 【評価結果】 指標の総数：5 評価aの指標数：5×2点=10点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 10点 (10/10=100%)</p>	A	////
<p>【中期目標】 2 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。</p>	<p>【評価指標】 ○ 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 a：運用は適切であった c：運用は不適切であった この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響を受けることについて配慮する。 【業務実績報告の記述】 (1) 「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。 (2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。 【参考】 (資金の保有状況等) 畜産関係の資金として、調整資金及び畜産業振興資金（関連法人等に対する出資金見合等を含む。）、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金及び野菜農業振興資金を保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため、「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。 (破産更生債権等の管理状況等) 旧農畜産業振興事業団が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、機構法附則第7条に基づき、機構充足時に2乳業者について破産更生債権等（2.9億円）を承継し同額の貸倒引当金を計上したところであるが、うち1者は19年度に連帯保証人の破産により債権回収が不可能となったことから求償権の償却（0.9億円）を行った。残る1者について更生債権の弁済計画に基づき求償権の回収を行っていたが、平成24年12月に自己破産。同乳業者からの債権回収が不可能になったことから、連帯保証人に対して弁済を求めている。 なお、債務保証業務については、平成15年10月の独立行政法人化とともに廃止し、新たな債務保証は行っていない。 (関連法人等に対する出資) 関連法人等（25法人）に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。 これら25の関連法人等については、毎年度、全法人に対して決算ヒアリ</p>	/	aaaaa

評価項目	達成状況	評価	20～24
	<p>ング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、多額の損失を抱える法人については、合理性・効率性・収益性の観点から経営改善計画を提出させるなどの指導を行った。</p> <p>当該出資は、①と畜業務、又は生乳の需給不均衡を解消するという公共的な性格を有する業務について地方公共団体及び関係農業団体の出資と一体となって行われたもの、②畜産物の生産、流通の合理化を図る政策目的に即して民法第34条の規定により設立されたものに対して行われたものであり、地元資本の出資を誘引することを目的としていたため一方的に出資を引き上げるのは妥当ではないこと、③ヒアリング等を通じて各法人等は現在も出資目的に従って業務を着実に実施していることを確認できたこと等から、引き続き出資を維持することが必要である。</p> <p>なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。</p> <p>【参考】 (関連法人との契約の状況) 関連会社（19法人）及び関連公益法人等（6法人）と当機構の間には契約に係る取引はない。</p>		

評価項目	達成状況	評価	20~24
第4-1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金	○ 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金 【評価結果】 指標の総数：- 評価aの指標数：-×2点=-点 評価bの指標数：-×1点=-点 評価cの指標数：-×0点=-点 合計 -点 (-/-=-%)	-	/////
【中期計画】 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。	【評価指標】 ○ 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金 a：借入に至った理由等は適切であった c：借入に至った理由等是不適切であった 【業務実績報告の記述】 資金の状況を常に把握した結果、借入実績はなかった。	/	-----

評価項目	達成状況	評価	20～24																																																																								
第4-2 国産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金	○ 国産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金 【評価結果】 指標の総数：5 評価aの指標数：5×2点=10点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 10点（10/10=100%）	A	/////																																																																								
【中期目標】 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度800億円とする。	【評価指標】 ○ 国産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 a：借入に至った理由等は適切であった c：借入に至った理由等は不適切であった 【業務実績報告の記述】 毎年度、期中における短期借入金は、借入限度額の範囲内であった。期中における交付金等支払額（表①）に充てるため、また期首の借入金残高（表②）を償還するための財源として、調整金収入等（表③）のほか交付金支払時の不足額（表④）について借入が生じた。借入金総額（表⑤）のうち、調整金収入等（表⑥）により償還を行い、償還することができない金額（表⑦）について借換えを行った。各年度の短期借入金額等については、次のとおりである。 （単位：百万円） <table border="1" data-bbox="518 1077 1319 1429"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付金等支払額①</td> <td>80,015</td> <td>69,182</td> <td>64,494</td> <td>50,325</td> <td>56,776</td> </tr> <tr> <td>期首の借入金残高②</td> <td>23,568</td> <td>47,735</td> <td>64,736</td> <td>74,586</td> <td>31,619</td> </tr> <tr> <td>調整金収入等③</td> <td>56,034</td> <td>52,030</td> <td>55,000</td> <td>93,374</td> <td>65,672</td> </tr> <tr> <td>交付金支払時の不足額④</td> <td>57,409</td> <td>51,467</td> <td>51,787</td> <td>38,320</td> <td>41,690</td> </tr> <tr> <td>借入金総額⑤</td> <td>80,977</td> <td>99,202</td> <td>116,523</td> <td>112,906</td> <td>73,309</td> </tr> <tr> <td>償還額⑥</td> <td>33,242</td> <td>34,466</td> <td>41,938</td> <td>81,287</td> <td>50,568</td> </tr> <tr> <td>借換え額⑦</td> <td>47,735</td> <td>64,736</td> <td>74,586</td> <td>31,619</td> <td>22,741</td> </tr> <tr> <td>借入限度額</td> <td>65,000</td> <td>80,000</td> <td>80,000</td> <td>80,000</td> <td>80,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しており、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借入れたものである。</p> <p>砂糖勘定における短期借入金の金利については、入札を実施した結果、各年度通算では、次のとおりの借入利率となり、金利負担の軽減を図った。 （単位：％）</p> <table border="1" data-bbox="518 1877 1279 2067"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借入利率</td> <td>0.619</td> <td>0.371</td> <td>0.203</td> <td>0.146</td> <td>0.1397</td> </tr> <tr> <td>短期プライムレート</td> <td>1.875 ～ 1.475</td> <td>1.475</td> <td>1.475</td> <td>1.475</td> <td>1.475</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	交付金等支払額①	80,015	69,182	64,494	50,325	56,776	期首の借入金残高②	23,568	47,735	64,736	74,586	31,619	調整金収入等③	56,034	52,030	55,000	93,374	65,672	交付金支払時の不足額④	57,409	51,467	51,787	38,320	41,690	借入金総額⑤	80,977	99,202	116,523	112,906	73,309	償還額⑥	33,242	34,466	41,938	81,287	50,568	借換え額⑦	47,735	64,736	74,586	31,619	22,741	借入限度額	65,000	80,000	80,000	80,000	80,000	年度	20	21	22	23	24	借入利率	0.619	0.371	0.203	0.146	0.1397	短期プライムレート	1.875 ～ 1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																																																																						
交付金等支払額①	80,015	69,182	64,494	50,325	56,776																																																																						
期首の借入金残高②	23,568	47,735	64,736	74,586	31,619																																																																						
調整金収入等③	56,034	52,030	55,000	93,374	65,672																																																																						
交付金支払時の不足額④	57,409	51,467	51,787	38,320	41,690																																																																						
借入金総額⑤	80,977	99,202	116,523	112,906	73,309																																																																						
償還額⑥	33,242	34,466	41,938	81,287	50,568																																																																						
借換え額⑦	47,735	64,736	74,586	31,619	22,741																																																																						
借入限度額	65,000	80,000	80,000	80,000	80,000																																																																						
年度	20	21	22	23	24																																																																						
借入利率	0.619	0.371	0.203	0.146	0.1397																																																																						
短期プライムレート	1.875 ～ 1.475	1.475	1.475	1.475	1.475																																																																						

評価項目	達成状況	評価	20～24
	<p>【参考】</p> <p>(砂糖勘定の繰越欠損金)</p> <p>繰越欠損金は、国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。</p> <p>平成24年度においては、調整金等収入559億円に対し、交付金等支出511億円で48億円の当期利益が生じたことから、これを前年度末の繰越欠損金に加えた結果、24年度末における繰越欠損金は304億円となった。</p>		

評価項目	達成状況	評価	20~24																																																																								
第4-3 でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも交付金及び国内産いも でん粉交付金の支払資金の一時不足 となる場合における短期借入金	○ でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも交付金及び国内産いも でん粉交付金の支払資金の一時不足となる 場合における短期借入金 【評価結果】 指標の総数：3 評価aの指標数：3×2点＝6点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 6点（6／6＝100%）	A	/////																																																																								
【中期計画】 3 でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも交付金及び国内産いも でん粉交付金の支払資金の一時不足となる 場合における短期借入金の限度額は、 単年度120億円とする。	【評価指標】 ○ でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも交付金及び国内産いも でん粉交付金の支払資金の一時不足となる 場合における短期借入金 a：借入に至った理由等は適切であった c：借入に至った理由等是不適切であった 【業務実績報告の記述】 毎年度、期中における短期借入金は、 借入限度額の範囲内であった。 期中における交付金等支払額（表①）に 充てるため、また期首の借入金残高（表②） を償還するための財源として、調整金収入等 （表③）のほか交付金支払い時の不足額（表④） について借入が生じた。借入総額（表⑤）の うち、調整金収入等により一部償還（表⑥） を行い、償還することができない額（表⑦） について借換えを行った。各年度の短期借 入金額等については、次のとおりである。 （単位：百万円） <table border="1" data-bbox="512 1081 1324 1435"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付金等支払額①</td> <td>13,758</td> <td>13,934</td> <td>13,599</td> <td>11,912</td> <td>11,156</td> </tr> <tr> <td>期首の借入金残高②</td> <td>728</td> <td>2,541</td> <td>1,587</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>調整金収入等③</td> <td>11,915</td> <td>14,876</td> <td>16,270</td> <td>14,222</td> <td>11,074</td> </tr> <tr> <td>交付金支払時の不足額④</td> <td>6,281</td> <td>9,277</td> <td>198</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>借入金総額⑤</td> <td>7,009</td> <td>11,818</td> <td>1,785</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>償還額⑥</td> <td>4,468</td> <td>10,231</td> <td>1,785</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>借換え額⑦</td> <td>2,541</td> <td>1,587</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>借入限度額</td> <td>12,000</td> <td>12,000</td> <td>12,000</td> <td>12,000</td> <td>12,000</td> </tr> </tbody> </table> でん粉勘定における短期借入金の金利につ いては、入札を実施した結果、各年度通算 では、次のとおりの借入利率となり、金利負 担の軽減を図った。 （単位：%） <table border="1" data-bbox="544 1619 1324 1809"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借入利率</td> <td>0.617</td> <td>0.459</td> <td>0.304</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>短期プライムレート</td> <td>1.875 ～ 1.475</td> <td>1.475</td> <td>1.475</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> 【参考】 （でん粉勘定の繰越欠損金） 繰越欠損金は、でん粉価格調整事業を運 営した結果として発生した調整金収支差 である。	年度	20	21	22	23	24	交付金等支払額①	13,758	13,934	13,599	11,912	11,156	期首の借入金残高②	728	2,541	1,587	0	0	調整金収入等③	11,915	14,876	16,270	14,222	11,074	交付金支払時の不足額④	6,281	9,277	198	0	0	借入金総額⑤	7,009	11,818	1,785	0	0	償還額⑥	4,468	10,231	1,785	0	0	借換え額⑦	2,541	1,587	0	0	0	借入限度額	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	年度	20	21	22	23	24	借入利率	0.617	0.459	0.304	-	-	短期プライムレート	1.875 ～ 1.475	1.475	1.475	-	-	/	aaa--
年度	20	21	22	23	24																																																																						
交付金等支払額①	13,758	13,934	13,599	11,912	11,156																																																																						
期首の借入金残高②	728	2,541	1,587	0	0																																																																						
調整金収入等③	11,915	14,876	16,270	14,222	11,074																																																																						
交付金支払時の不足額④	6,281	9,277	198	0	0																																																																						
借入金総額⑤	7,009	11,818	1,785	0	0																																																																						
償還額⑥	4,468	10,231	1,785	0	0																																																																						
借換え額⑦	2,541	1,587	0	0	0																																																																						
借入限度額	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000																																																																						
年度	20	21	22	23	24																																																																						
借入利率	0.617	0.459	0.304	-	-																																																																						
短期プライムレート	1.875 ～ 1.475	1.475	1.475	-	-																																																																						

評価項目	達成状況	評価	20～24
第5-1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付	○ 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 【評価結果】 指標の総数：2 評価aの指標数：2 × 2点 = 4点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 4点（4 / 4 = 100%）	A	/////
【中期計画】 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度中に金銭により納付する。	【評価指標】〔平成23年度～24年度の評価指標〕 ○ 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 a：計画どおりに実施された c：計画どおりに実施できなかった 【業務実績報告の記述】 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等については、計画通り納付申請し、国からの納入告知に基づき、平成23年6月23日に1,669百万円、平成24年6月28日に1,106百万円の国庫納付を行った。	/	///aa

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>第5-2 指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の事業規模縮減等に対応し不要となる資金並びに平成22年度をもって終了した野菜構造改革促進特別対策事業に係る資金の平成22年度における運用収入107億円に係る23年度中の金銭による納付〔23年度のみ〕</p>	<p>○ 指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の事業規模縮減等に対応し不要となる資金並びに平成22年度をもって終了した野菜構造改革促進特別対策事業に係る資金の平成22年度における運用収入107億円に係る23年度中の金銭による納付〔23年度のみ〕</p> <p>【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2／2＝100%）</p>	A	/////
<p>【中期計画】 また、指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の事業規模縮減等に対応し不要となる資金並びに平成22年度をもって終了した野菜構造改革促進特別対策事業に係る資金の平成22年度における運用収入107億円について、平成23年度中に金銭により納付する。</p>	<p>【評価指標】 ○ 指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の事業規模縮減等に対応し不要となる資金並びに平成22年度をもって終了した野菜構造改革促進特別対策事業に係る資金の平成22年度における運用収入107億円に係る23年度中の金銭による納付〔23年度のみ〕 a：計画どおりに実施された c：計画どおりに実施できなかった</p> <p>【業務実績報告の記述】 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）による指摘を踏まえ、見直しを行った指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の事業規模縮減等に対応した不要となる資金については、計画通り納付申請し、国からの納入告知に基づき、平成23年6月23日に10,682百万円の国庫納付を行った。 さらに、平成22年度をもって終了した野菜構造改革促進特別対策事業に係る資金の平成22年度における運用収入についても、計画どおり納付申請し、国からの納入告知に基づき、平成23年9月30日に54,238円の国庫納付を行った。</p>	/	///a-

評価項目	達成状況	評価	20～24
<p>第6 剰余金の使途 剰余金による成果（剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果）</p>	<p>○ 剰余金による成果 （剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果） 【評価結果】 指標の総数：－ 評価aの指標数：－×2点＝－点 評価bの指標数：－×1点＝－点 評価cの指標数：－×0点＝－点 合計 ー点（－／－＝－％）</p>	-	/////
<p>【中期計画】 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。</p>	<p>【評価指標】 ○ 剰余金による成果 （剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果） a：得られた成果は十分であった b：得られた成果はやや不十分であった c：得られた成果は不十分であった 当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。（中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。） 【業務実績報告の記述】 中期目標期中においては、該当がなかった。 【参考】 （利益剰余金の発生要因等） 各勘定の利益剰余金（当期総利益）の発生要因等は次のとおりであるが、当該利益剰余金は、独立行政法人会計基準等に定められている目的積立金として申請することができる基準である「国からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であり、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること」等に該当しないことから、目的積立金を申請していない。 （平成20年度） ○ 畜産勘定における当期利益597千円は、OA機器等のリース債務の支払いに際して行う長期預り補助金の収益化である。 ○ 補給金等勘定における当期利益60億円は、輸入乳製品の売買益を加工原料乳生産者補給金へ充当した残高により発生するものであり、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第20条の3の規定により、当期利益の80パーセントに当たる48億円を畜産勘定に繰り入れた後、269億円の利益剰余金が生ずることとなるが、積立金は、輸入乳製品売買及び加工原料乳生産者補給金の財源として保有しているものであり、引き続き事業を実施していく上で、保有する必要がある。 ○ 債務保証勘定における当期利益5百万円は、政府出資金の運用益や求償権の回収による収入と業務経費等の収支差である。 （平成21年度） ○ 畜産勘定における当期利益3百万円は、OA機器等のリース債務の支払いに際して行う長期預り補助金の収益化である。当該支払は負債（リース債務）の減少として処理するため、費用が発生しないことから、利益が生じるものである。</p>	/	-----

評価項目	達成状況	評価	20～24
	<p>○ 債務保証勘定における当期利益5百万円は、政府出資金の運用益や求償権の回収による収入と業務経費等の収支差である。</p> <p>(平成22年度)</p> <p>○ 畜産勘定における当期利益23百万円は、①前払費用に係る利益19百万円及び②リース債務に係る利益4百万円である。①は情報収集提供事業の前払費用の支払いに際して行う長期預り補助金の収益化額及び自己収入の充当相当額であることから、利益が生じるものである。なお、当該支払は提供されてない役務に対して当期に前もって支払った対価であり、翌年度に費用化することとなる。②は、OA機器等のリース債務の支払いに際して行う長期預り補助金の収益化額である。当該支払は負債（リース債務）の減少として処理するため、費用が発生しないことから、利益が生じるものである。</p> <p>○ 肉用子牛勘定における当期利益97億円は、前業務対象年間（平成17年～平成21年）の終了に伴う生産者積立助成金の返還による収入と業務経費等の収支差である。当該利益は翌年度積立金として整理され、業務経費に充てられる。</p> <p>○ 債務保証勘定における当期利益5百万円は、政府出資金の運用益や求償権の回収による収入と業務経費等の収支差である。</p> <p>(平成23年度)</p> <p>○ 砂糖勘定における当期利益442億円は、調整金等の収支差によるものであり、同勘定においては調整金の収支差に起因する繰越欠損金を有していることから当期利益によりこれを減額している。</p> <p>○ でん粉勘定における当期利益19億円は、でん粉調整金等の収支差によるものであり、平成23年度においては42億の利益剰余金が生じることとなるが、積立金は、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の財源として保有していくものであり、引き続き事業を実施していく上で、保有する必要がある。</p> <p>○ 補給金等勘定における当期利益14億円は、輸入乳製品の売買益を加工原料乳生産者補給金に充当した残高により発生するものであり、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第20条の3の規定により、当期利益の80パーセントに当たる11億万円を畜産勘定に繰り入れた後、148億円の利益剰余金が生じることとなるが、積立金は、輸入乳製品買入れ及び加工原料乳生産者補給金の財源として保有しているものであり、引き続き事業を実施していく上で、保有する必要がある。</p> <p>○ 債務保証勘定における当期利益2百万円は、政府出資金の運用益と業務経費等の収支差である。</p> <p>(平成24年度)</p> <p>○ 畜産勘定における当期利益5億円は、中期目標期間最後の事業年度の運営費交付金の期末処理における収益化によるものである。</p> <p>○ 砂糖勘定における当期利益54億円は、調整金等の収支差及び中期目標期間最後の事業年度の運営費交付金の期末処理における収益化によるものであり、同勘定においては調整金の収支差に起因する繰越欠損金を有していることから当期利益によりこれを減額している。</p> <p>○ でん粉勘定における当期利益5億円は、でん粉調整金等の収支差及び中期目標期間最後の事業年度の運営費交付金の期末処理における収益化によるものであり、平成24年度においては47億円の利益剰余金が生じることとなるが、積立金は、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の財源として保有していくものであり、引き続き事業を実施していく上で、保有する必要がある。</p>		

評価項目	達成状況	評価	20～24
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補給金等勘定における当期利益39億円は、輸入乳製品の売買益を加工原料乳生産者補給金に充当した残高により発生するものであり、平成24年度においては187億円の利益剰余金が生ずることとなるが、積立金は、輸入乳製品買入れ及び加工原料乳生産者補給金の財源として保有しているものであり、引き続き事業を実施していく上で、保有する必要がある。 ○ 債務保証勘定における当期利益3百万円は、政府出資金の運用益と業務経費等の収支差である。 		

評価項目	達成状況	評価	20~24												
第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	/////												
【中期計画】 予定なし	【評価指標】 — 【参考】 (重要な財産の譲渡について) 重要な財産の譲渡等については、中期目標期中においては実績がない。 また、機構が所有する宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革大臣決定)に基づき平成28年度までに2戸を削減予定。 なお、機構が所有する職員宿舎の各年度の利用率は、次のとおりとなっている。 <table border="1" data-bbox="547 819 1273 898"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用率(%)</td> <td>87</td> <td>94</td> <td>89</td> <td>91</td> <td>91</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	利用率(%)	87	94	89	91	91	/	-----
年度	20	21	22	23	24										
利用率(%)	87	94	89	91	91										

評価項目	達成状況	評価	20～24																		
<p>第8-1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>○ 職員の人事に関する計画 （人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>【評価結果】 指標の総数：20 評価aの指標数：20×2点=40点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 40点（40/40=100%）</p>	A	/////																		
<p>【中期目標】 1 職員の人事に関する計画 中期目標期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）を定め、業務に支障を来すことなくその実現を目指す。</p> <p>【中期計画】 1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職への昇格者数の抑制、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。 さらに、職員の部門間の交流等を通じ、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。</p>	<p>【評価指標】 ◇(1) 職員の人事に関する方針 （指標＝職員の適正な配置、部門間の交流等） a：方針どおり順調に実施された b：概ね方針どおり順調に実施された c：方針どおりに実施できなかった</p> <p>【業務実績報告の記述】 毎月の超過勤務時間を点検し、適時適切に人事異動を行い、毎年度、次のとおり部門間異動を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="547 931 1273 1010"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数（人）</td> <td>24</td> <td>17</td> <td>21</td> <td>38</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	人数（人）	24	17	21	38	21	/	aaaaa						
年度	20	21	22	23	24																
人数（人）	24	17	21	38	21																
<p>【中期計画】 (2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、期初の常勤職員数に平成23年度からの業務執行の見直しによる増員数19人を加えた数（234人）を上回らないものとする。 なお、期初（平成20年度）において、前中期目標期間の期末（平成19年度）に対して2人を削減する。</p> <p>[参考1] 前期中期目標期間の期末（平成19年度）の常勤職員数 217人 期初の常勤職員数の見込み 215人 期末の常勤職員数の見込み</p>	<p>【評価指標】 ◇(2) 人員に関する指標 （指標＝常勤職員数、人件費総額） a：計画どおり順調に実施された b：概ね計画どおり順調に実施された c：計画どおりに実施できなかった （各年度の年度計画において規定されている具体的な目標に基づき、達成度合を評価する）</p> <p>【業務実績報告の記述】 中期目標期間中における常勤職員数及び人件費総額については、次のとおりである（第1の2の（2）参照）。</p> <p>常勤職員数</p> <table border="1" data-bbox="547 1973 1313 2092"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期初の人数（人）</td> <td>217</td> <td>215</td> <td>215</td> <td>205</td> <td>219</td> </tr> <tr> <td>期末の人数（人）</td> <td>215</td> <td>215</td> <td>215</td> <td>213</td> <td>217</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	期初の人数（人）	217	215	215	205	219	期末の人数（人）	215	215	215	213	217	/	aaaaa
年度	20	21	22	23	24																
期初の人数（人）	217	215	215	205	219																
期末の人数（人）	215	215	215	213	217																

評価項目	達成状況	評価	20～24																		
<p>期初の常勤職員数に平成23年度からの業務執行の見直しによる増員数19人を加えた数(234人)を上回らない範囲内で、人件費の削減計画を踏まえ弾力的に対応する。 〔参考2〕 中期目標期間中の人件費総額見込み 10,473百万円</p>	<p>人件費</p> <table border="1" data-bbox="549 244 1273 360"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額(百万円)</td> <td>1,992</td> <td>1,895</td> <td>1,830</td> <td>1,821</td> <td>1,664</td> </tr> <tr> <td>計画(百万円)</td> <td>2,180</td> <td>2,144</td> <td>2,027</td> <td>2,033</td> <td>2,035</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	総額(百万円)	1,992	1,895	1,830	1,821	1,664	計画(百万円)	2,180	2,144	2,027	2,033	2,035		
年度	20	21	22	23	24																
総額(百万円)	1,992	1,895	1,830	1,821	1,664																
計画(百万円)	2,180	2,144	2,027	2,033	2,035																
<p>【中期目標】 また、機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人材の育成を行う。</p> <p>【中期計画】 (3) 業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修を行う。</p> <p>① 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。</p>	<p>◇(3) 業務運営能力等の向上</p> <p>【評価指標】 ① 階層別研修の実施 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 毎年度、職員の総合的能力を養成するための階層別研修として、初任者等に対し、次のとおり研修を実施した。 (新任者研修) ・新聞購読研修(新規採用予定者) ・行動憲章・文書作成研修 ・ビジネスマナー研修 ・現地研修 (一般職員研修) ・農村派遣研修 ・行政実務研修 ・海外派遣研修(平成20年度～23年度) ・係長研修 ・中堅職員研修 ・公文書作成基礎研修(平成20年度のみ) (管理職研修) ・管理職研修(平成23年度を除く) ・メンタルヘルス研修(平成24年度のみ)</p>	/	aaaaa																		
<p>【中期計画】 ② 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。</p>	<p>【評価指標】 ② 専門別研修の実施 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告の記述】 毎年度、職員の専門的能力を養成するため、次のとおり研修を受講させた。 ア 会計研修等 ・財務省会計研修 ・予算編成支援システム研修(平成22年度を除く) ・消費税中央セミナー(平成20年度、平成22年度を除く) イ 広報・調査情報関連研修 ・広報研修</p>	/	aaaaa																		

評価項目	達成状況	評価	20～24
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供技術向上研修 ・ ネットワーク維持管理研修 ウ 総務・人事関連研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護研修等 ・ 衛生管理者養成研修（平成20年度を除く） ・ メンタルヘルス研修（平成24年度を除く） エ 監査関連研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査研修（平成24年度のみ） オ 共通研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 英語力向上研修（平成24年度のみ） ・ 海外派遣研修（平成24年度のみ） ・ 中央畜産技術研修（平成24年度のみ） ・ 統計分析研修（平成24年度のみ） 		

評価項目	達成状況	評価	20～24
第8-2 長期借入れを行う場合の留意事項	○ 長期借入れを行う場合の留意事項	-	/////
【中期目標】 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第14条第1項（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、機構が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。 【中期計画】 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第14条第1項（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、機構が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	【評価指標】 — 【業務実績報告の記述】 —	/	-----

評価項目	達成状況	評価	20~24
第8-3 施設及び設備に関する計画	○ 施設及び設備に関する計画	-	/////
【中期計画】 予定なし	【評価指標】 — 【業務実績報告の記述】 —	/	-----

評価項目	達成状況	評価	20～24
第8-4 前期中期目標期間繰越積立金の処分	○ 前期中期目標期間繰越積立金の処分 【評価結果】 指標の総数：5 評価aの指標数：5 × 2点 = 10点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 10点 (10/10 = 10%)	A	/////
【中期計画】 畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号二及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第3条第1項に規定する業務に充てることとする。	【評価指標】 ○ 前期中期目標期間繰越積立金の処分 a：積立金を充てた理由等は適切であった c：積立金を充てた理由等是不適切であった 【業務実績報告の記述】 （畜産勘定） 畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、株式会社への出資の持分として、機構法附則第8条第1項に基づき管理している。 （でん粉勘定） でん粉勘定の前期繰越積立金は、20年度決算において機構法第10条第5号二及びホに規定する業務に適切に充てた。 （補給金等勘定） 補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、21、22年度決算において加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第3条第1項において規定する業務に充てた。	/	aaaaa